

第 409 回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和 3 年 9 月 14 日 (火) 午後 1 時 30 分～同 5 時 6 分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 報告事項

- (1) 第 38 回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果等について
- (2) 「べにずわいがにかご漁業」制限措置（船舶の総トン数）の改正について
- (3) 「磯刺し網漁業」の知事許可新設について
- (4) 漁業権にかかる資源管理の状況等の報告について
- (5) その他

3 議 事

第 1 号議案

あわび・なまこ漁業（磯見）の公示について（諮問）

第 2 号議案

新潟・山形・秋田 3 海区連絡協議会の協議事項について

第 3 号議案

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の要望事項について

第 4 号議案

はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動について

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

会長代理 池田 亀五郎

委員 鈴木 重作、飯塚 厚司、本間 和憲、樋口 恵佳、佐藤 一道、
伊原 光臣、佐藤 栄一

山形県農林水産部水産振興課

水産行政主査

渡邊 洋子

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

課長補佐

高橋 伸明

月峯船長

菅原 雅直

機関長

齋藤 勝三

漁業調整主査

佐藤 由夏

山形海区漁業調整委員会事務局

海区漁業調整主査

大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第409回山形海区漁業調整委員会を開会します。初めに会長より御挨拶をお願いします。

会長 皆さん、お忙しいところ、どうもありがとうございます。私のこの一か月間の行動を振り返ってみると、この1ヶ月間、船を出せたのがおとといの日曜日だけ、でも予想どおり午前9時で波が高くなつてきましたので、無理をせずに午前9時の段階で帰つてきましたけれども、非常に風の強い日が続いています。今年、田植えの時期も強風が続いて、結構耕作面積の広い農家では丸1日くらい田植えに要する日数が増えたように聞いております。また、どうも夏から秋にかけても風が強い日が多くて、もしかするとこれも温暖化の表れの1つなのかなというふうに感じますし、こんなことが何年も続くと漁業者の方の年間あたりの操業日数の減少にもつながつてくるのかなと、こういったことって最近の傾向なのか、それから、前もそういうことがあったということがあれば、漁業歴の長い委員の方に伺つてみたい気がするのですが、最近の大風といい、強風といい、何か気象が以前と違つてきているのではないかなど、私も船に乗つて30年くらいいるのですが、そう感じる今日この頃なのでありますけれども、それがあまり漁業のマイナス要因にならなければいいなというふうに感じているところであります。今日は結構報告事項も多いですけれども、内容が難しいものもありまして、結構審議に時間がかかると思います。報告事項4件、議事が4件ありますので、合計8件あります。効率よく進めて4時前には終了させたいと思っております。皆さん御協力よろしくお願ひいたします。

事務局 では、次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。会長、指名をお願いいたします。

会長 はい、本日の委員会の議事録署名委員ですが、1名は伊原委員、もう1名は本間委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

一同 はい。

会長 はい、ではよろしくお願ひします。

事務局 はい、では、報告及び議事の前に配布資料の確認をさせていただきたいと思います。(配布資料の確認を行つた)

事務局 それでは、会長、進行の方をお願いいたします。

議長 はい、それでは、今日の次第に従いまして進めていきたいと思います。まず、報告事項です。本日報告事項4件ありますけれども、まず1件目、第38回日本海・九州西広域漁業調整委員会の開催結果についてということで、これについては事務局の方から御説

明・御報告をお願いいたします。

事務局 はい、では報告1の資料の方を御覧ください。こちら7月30日の日に、ウェブ形式で第38回日本海・九州西広域漁業調整委員会が開催されました。通常この時期には委員会開催はないのですが、太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示について諮るということで急遽開催することになったものです。2ページ目には委員名簿、3ページ目、4ページ目には出席者名簿がございます。今回注目すべきところとしまして、釣り人の団体が参考人として招致されておりまして、3ページ目の中頃の全日本釣り団体協議会、そして、NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会、一般社団法人日本スポーツフィッシング協会、こちらの3つの団体が参考人として招致されております。委員会の内容の方ですが、資料に基づきまして、太平洋クロマグロに関する委員会指示について、事務局の方から説明がありました。まずは資料1-1の方を御覧ください。新たに発する委員会指示第67号に至るまでの経緯が書いておりますが、遊漁におけるくろまぐろの採捕につきましては、日本海・九州西広域漁業調整委員会第66号に基づきまして、今年の6月1日から30キロ未満の小型魚については採捕禁止、30キロ以上の大型魚については水産庁に報告ということが義務付けられました。しかし、当初予定しておりました水準というのを大幅に上回る数量が採捕され、そして、くろまぐろの資源管理の枠組みに支障をきたす恐れが生じたということで、6月17日には、令和3年12月末日までの期間に日本海・九州西南海区においてくろまぐろの採捕を目的とした遊漁を控えるよう、水産庁から関係者への指導にかかる協力要請というのが都道府県や遊漁団体に対して出されています。しかし、遊漁による採捕が高水準で推移しますと、資源管理の枠組みに支障を来すことになるということで、遊漁者によるくろまぐろ大型魚の採捕にかかる委員会指示を今回発するということ、そして、委員会指示に違反した者への対応方針、こちらを定めることになりました。そして、新たに定められました委員会指示第67号ですけれども、2の概要の方に記載されておりますとおり、会長が遊漁者による大型魚採捕が資源管理の枠組みに支障を来す恐れがあると認めるときに期間を定めて大型魚の採捕を禁止する旨を公示するということになっておりまして、公示によって採捕が禁止された期間中というのは、遊漁者はくろまぐろを採捕してはならないとするものでございます。機関につきましては、令和4年の5月31日までということで、小型魚を採捕禁止とした同じ日までの有効期間となっております。そして、8ページになりますが、委員会指示66号と67号の指示の違反者への対応方針ということで、資料1-3として対応方針を定める案が提出されました。こちらの対応方針ですが、1としまして、委員会指示の適切な実施を図るための対応ということで、委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は疑義情報に接した場合等において速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施する。会長は水産庁が実施した調査等の報告を受けて必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日委員会に報告するという対応でございます。2に対応方針がございますが、この上記1の対応を行った後に指導にもかかわらず指導に従わないということが見込まれる場合や再度違反が確認されたという場合には、表に書いてありますように対応するというように方針についてお諮りがありまして、委員の御指摘などもありまして、11ページの方になりますけれども、こちらの対応方針につきまして、表中の下線部太字でなぞってあるところですが、委員会指示に従わず遊漁者がくろまぐろを採捕した場合又は意図せず採捕して直ちに海中に放流しなかった場合ということで、違反の内容として、委員会の対応としては、漁業法第121条第4項において準用する第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して当該指示に従うべきことを命ずるべ

き旨を申請をする。②の方は原文どおりですが、遊漁者がくろまぐろ大型魚を採捕したにも関わらず報告しなかった場合、農林水産大臣に対して当該指示に従うべきことを命ずるべき旨を申請をするということで委員会としての対応がまとまっております。こちら、修正した案で承認を受けて施行ということになっております。そして、こちらの資料の説明の後に、参考人として招致されました全国の釣り団体の方からくろまぐろ管理に係る遊漁者の意見が出されました。参考人からの主な意見を御紹介しますと、一般社団法人全日本釣り団体協議会の方からは、こちらの団体は発足して50年とのことで、全国の釣り団体をとりまとめる唯一の窓口団体だということでしたが、水産庁の指導の下、インストラクターが釣りの指導もしているという団体だそうです。これまで自然保護や啓発を行ってきた経緯があるそうですが、今現在は資源管理をする立場で事業展開の方をしているということで、全国で1,200名ほどのインストラクターがいるそうですが、うまく釣る釣りの方法を教えるというよりはむしろルール、マナーの方を教えているという状況だそうです。子供たちの釣り教室なども開いておりまして、小さい頃から資源管理まで踏み込んで考えるということが大事なのではないかという御意見ですか、まぐろを釣る人については団体になっていないので、どう指導していくのかというところはもう少し細かい視点が必要になるのではないかといった御意見などありました。そして、NPO法人ジャパンゲームフィッシュ協会の方からは、くろまぐろ資源管理については、基本的には賛成であるし、持続的な資源としていくべきでしょうという御意見でした。会員の方も資源管理には前向きだそうで、釣りについては経済効果を無視して資源管理はできないのではないかということで、アンケート調査を実施したところ、釣りというのは2兆3千億円の経済効果ということで試算されているので、影響は決して小さくないという話でした。まぐろのキャッチアンドリリースについて、議論をしていくのがいいと考えているとのことでした。国際基準のキャッチアンドリリースというのを認められているのだそうで、キャッチアンドリリースでは漁獲枠を消費しないという話をされていました。海外の研究は進んでいるようで、正しくリリースすれば95%以上生存するとされているといった御紹介もいただきました。釣り具の規制についてはすぐにでもしてほしいという考え方をお持ちのようでした。釣った魚については持ち帰りを許すといった場合にも何匹許すのか、どういったサイズがよいのかなど議論が必要というふうに認識されているようでした。また、アメリカの事例のお話をされていまして、アメリカの西海岸の方では、1人1日2本までということで許されていて、年間の釣獲としては300トンほどをアメリカ西海岸で釣っているといったお話もありました。キャッチアンドリリースについては、考えていいってほしいといった立場の方のようでした。一般社団法人日本スポーツフィッシング協会の方では、リリースの話がありまして、具体的な活動として、くろまぐろリリースの手法というのをこちらの協会さんの方では啓発されているということで、協会の多くの方が実践されているという御紹介がありました。小型魚はもちろん、100キロを超えるようなまぐろのリリース手法も確立しているといったお話もありました。釣り具メーカーさんの方では、キャッチアンドリリース器具の開発や高度化などに取り組んでいる企業もあるといった御紹介もありました。まあ進めるにしろ、データの収集の方を進めていただきたい、取り組みはまだ十分ではないというようなお話がありました。まぐろの経済的な話は前の方もおっしゃっていたのですが、まぐろ釣りについては地域で活性化に向けた取り組みをしているところもあったりして、遊漁を規制すると生活に困る人もいるといったお話もありました。

水産庁としてはキャッチアンドリリースについては、リリースするからと言って採つていいかと言われればいいですとは言えないという話でしたが、今後キャッチアンドリ

リースをどう位置付けていくかというところは検討する必要があるという話をされていました。アメリカのライセンス制などについては、日本と法律の体系的なものが違うので、漁業法の考え方からすれば本来漁業も自由であって、それに特定の漁業や漁法の方を禁止していくといった日本の法体系になっているので、そこがちょっと違っていますよというお話をされていました。ただ、魚種や資源に着目した形で遊漁についても規制していくということについては、将来的には議論があってもいいのではないかという話はしていました。委員の方からは、委員会指示についていろんな御意見がありました。が、ある委員からは実効性が確保できるのかといった御意見があつて、水産庁の方では漁業者、市場関係者などからの通報などを想定している、遊漁船が毎日くろまぐろを釣っているという通報があつて、何度か指導という形で足を運んでいるという回答がありました。大事なのは、遊漁者に資源管理の大切さを理解してもらうことということを言っていました。委員の方からは、報告を正確に受ける体制が必要であるということや、ライセンス制は難しいという話が水産庁からあつたけれども、これまでの慣習にとらわれずには管理の仕方として考えてほしいといった御意見もありました。今回の委員会指示で、大型魚の採捕については、日本海・九州西広域漁業調整委員会での持ち帰りというのが大半でございまして、持ち帰りを一人1本ですか、規制するなどという内容をいれればよかつたなどという御意見などもありました。漁業者委員からは遊漁者と真剣に話し合ってこなかつたということもある、ただ、漁獲量を遊漁者に与えるということになると漁業者の漁獲量がとられてしまうということで、キャッチアンドリリースなども長期的には検討していく必要があるのではないかといった御意見もありました。いろんな御意見・御要望があつたわけなのですが、示された委員会指示第67号と対応方針については承認されまして、同日付で発動ということになりました。その後、水産庁へのくろまぐろ採捕報告というのが積みあがつてしまいまして、第68号に定める会長の公示がございました。12ページの方を御覧ください。こちら令和3年8月20日付で遊漁者のくろまぐろ採捕を禁止する期間について令和3年8月21日から令和4年5月31日までと期間を定めて水産庁のホームページで公示されました。官報への掲載はありません。これについて都道府県や全漁連、全国釣り団体に対して水産庁の事務連絡で採捕禁止措置の発動のお知らせや関係者への周知、指導方協力の依頼がございました。そのため、県ではホームページ掲載の他、関係団体に対し周知協力依頼を行いました。

そして13ページの方をご覧いただきたいのですが、こちらは水産庁管理調整課の沿岸遊漁室で取りまとめましたくろまぐろ採捕報告の最終データになります。水産庁のホームページで公開していたものです。各委員会ごとの区分で尾数、重量、平均重量についてとりまとめたものです。ほとんどの採捕報告について、日本海・九州西の委員会の方の報告となっておりますが、全国の総計で476尾、総重量にして19,993キロ、平均42キロということで最終のとりまとめ報告がされているところでございます。報告については以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。結構複雑なのですけど、ちょっと1回整理すると、今年の6月1日から遊漁者の小型魚を全面禁漁、大型魚はとってもいいけど報告制になつた、そのわずか2か月後には大型魚をこのままとらせるわけにはいかないという状況になつてしまつて、小型魚は引き続き禁止、大型魚もとりあえずは捕獲していいのだけれども、いつでもストップをかけることができるよという状態になつたのが最初の委員会指示が出てわずか2か月足らずです。そして、その7月30日から大型魚をいつでも止められるという状況になつたわけですけれども、そのわずか3週間後、8月20日にはもう大型魚も全面的に遊漁者の捕獲は禁止するというようなことになりました。期間は来年

の5月31日まで、要するに、委員会指示というものが、2ヶ月間で内容が見直されてしまったと、それで、見直されたものはたった3週間で今度は発動されてしまったと、この春から夏にかけてまぐろの状況が目まぐるしく変わっております。私も委員会で発言しましたが、私も遊漁船の船長に取材しまして、いったい客1人何尾くらい釣っているのだと聞いたら、ある遊漁船の船長が、うちのお客さんで30キロ以上を1人で1日12本釣った人がいるという話がありましたので、それを委員会に報告したのですけれど、さすがに1日で12本以上釣ったというのは聞いたことがないというふうな話がありました。まあそういうこともあるのだろうなど、実際に遊漁船の船長からそれは誰だと聞いたので、本人に聞きました、本当に30キロから40キロを1日に12本釣ったと言っていました。で、その人は、マグロ釣りが上手なのかもしれません、何回か今シーズン行っているので、下手するとここに書いてある458尾のうち1割くらいこの人が一人で釣ったかもしれない。聞いたら、その人は報告していませんでした、報告はしていない、俺は知らなかつたと言っていましたので。だから、こんなものではないのですが、これは要するにずっと水産庁が遊漁者の釣るまぐろの量は微々たるものだということを実態も調査せずに言い続けてきて、しかし、獲ってもいいよ、その代わり報告しろと言いたして、多少報告が出た。その多少出た報告が既に水産庁の予測していた数量をはるかにオーバーしたという結果なので、私から言わせると、あまりに水産庁の予測は甘すぎるということと、やっぱり現場の人々の生の声を聞いていないのだなど、申し訳ないけれども強く実感せざるを得ないような状況がありました。あと、この時、先ほど大川さんからも紹介ありましたけど、私は、遊漁者は1人1本までいいはずだと、まりリースをするのはあるのかもしれませんけど、持ち帰りは一人1本に限定すべきだと、そういうふうな指示を出すべきだと提案しました。理由は、だいたい30キロ以上のまぐろを1本釣ったら、1本でも結構処理に困りますよ。いくら知り合いに配るとして。で、2本以上釣っていく人というのは絶対に販売目的だと思うのですよ。販売目的ということは事業目的ということになるので、そもそも釣ることについて許可がいるのです。それは漁業者だろうが非漁業者だろうが、事業として獲る人は許可が必要になるのです、今のこの仕組みからいくと。だから考えてみれば、遊びで獲る人が2本以上持つて帰るのはおかしいのですよ。だから私は持ち帰りは1人1本に制限すべきだというふうに提案したら、意外に釣り団体の方から、山形県の意見でいいじゃないか、そうすべきだと、逆に釣り団体の方から非常に強い支持を得まして心強いと思ったのですけれども、はたしてそういったルールを来年以降水産庁が考えるかどうかという問題なのですけど、どうも1人1本という制限については釣り団体は非常に理解を示してくれましたね。だから、理解を示してくれるのであれば、そういうことをもっと進めるべきじゃないかなというふうに考えたのですけれども、どうも後手後手に回っている水産庁さんが果たしてどこまでやってくれるかというのが来年以降楽しみなのですが、そんな状況でありましたので、補足説明とさせていただきます。以上につきまして御質問等ありましたらお願ひいたします。

佐藤一道委員 参考まで、これリリースする技術が開発されている、生残率も結構いいという話でしたけど、それは何か紹介があったのですか。

議長 データの話はありましたけど、具体的な効率のいいリリースの方法というのは説明なかったですよね。

事務局 はい。

議長 ただ、ちょっとそれと触れるのですけど、トリプルフックを使わないでシングルフックにしましょうという話はありました。確かにトリプルフックはヒット率は高い、その代わりばれる率も高い。そして上がってくるときにマグロが死んでいる場合が多い、という一応3悪なのですね、トリプルフックというのは。シングルフックにすれば、ヒット率は下がりますけど、その代わり釣れた時に魚があまり弱らない、あとリリースしやすいのですよね。あと、これも委員会では説明なかったのですけれども、私の知っている範囲の知識として、外国でリリースしているのは結構水中リリースなのですよ、甲板に上げないですよ。上げないで手元で持ってきてスイベルで掴んで持ってきたらそれはもう捕獲扱いするのです。なぜかというと、甲板に上げるためににはギャフを使わなくちゃいけない。ギャフというのは死ぬにきまっていますから。だから、そのへんのリリースの生存率が高いというのは水中でリリース。シングルフックを使う、これをまず最小限2点の必要な要点になると思います。ただ、それについては具体的な説明がなかったです。それと、申し訳ないけど95%って誰が答えたの、どうやって推理したの、っていう、ちょっと私、正直疑問でした。

佐藤一道委員 関連してもう1点なのですけど、そのリリース手法とかそういうデータについては、水産庁は情報として知っていたのでしょうか。

議長 無反応でした。

佐藤一道委員 わかりました、いいです。

議長 はい。他にありませんか。

鈴木委員 今会長が言われました1日1本という提案がいい提案であるなら、水産庁が動こうが動くまいが山形県としてそれをやるためにということで動いてみてはどうでしょうか。

議長 だから、全漁連の要望事項等にそういうものを入れていくということはあるのかなという気はします。今言ったように、意外と釣団体が反対しなかったのです、それに。だからチャンスだなと思ったので、どうもなんか水産庁が食いつきが悪いのでした。なので、ちょっと私これはもうちょっと推していくべきだなと思いました。

鈴木委員 マグロに関して、今までのいろんな事例でも水産庁は動きにくい、動かない、でも地方である程度おいしい成果なりプランがあれば、それに食いついて国も追従していくという事例が何例かあるので、であるなら、今の遊漁船に対してのプランがいいのであれば、もう先導して山形県は山形県で現状があるのですから、それを前面に出して進んでいいってもいいのかなと思うのですけど。

議長 広域漁業調整委員会の指示と異なる内容の独自の委員会指示を山形県で出すということですか。

鈴木委員 独自ってまあ独自ではない。。。

議長 それはちょっと難しいですよね。

鈴木委員 ミスマッチなところはありますけど、そのような動きをするっていうことでいろんな問題が見えてくると思うのですけど。ただ水産庁の指示待ちをしていても、時間がかかってしまうがないという現実があるので、どうかなと思って発言した。

議長 水産庁がなかなか動かないのであれば、ある意味委員会で議長に一種の緊急動議のようものを出して、参加の都道府県ですね、それは今後委員会指示で遊漁者1人当たり1日1本が上限というような新しい指示を来年度以降出すことについてどうだろうというふうな意見を緊急動議で出して、そこで要するに委員会指示を作るわけではないですね、ただ指示の方向性として、出席した都道府県の誰のどの意見が多数意見なのかということを確認するような作業は必要なのかなということは今感じました。いくらいいいことを言っても確かにちょっと動きが鈍い感じはするのですよ、正直。なんかわからないですけど。

樋口委員 鈴木委員の意見は来年の5月31日以降の話でしたら、山形県独自でそういう、法律に反しない形でいろんなことをやっていくのもいいのではないかと。

議長 ただまあ、広域漁調の委員会指示と内容が異なる山形県独自の委員会指示を出すということは、理論的には不可能ではないのですけど、ただ、現実問題としては非常に難しいところがあつて、なぜかというと、委員会指示も結構そういうものは必ず水産庁の意見を聴くわけですから、ただそういうものを水産庁に意見を聴くとかなり相当否定的な回答が来ると思いますね。だから、やっぱりそれはもうそういった委員会でいろいろやっていかなくてはならないと思いますけども、そのへんは県の方でどうなのでしょうね。やり方として。なかなか山形県独自の委員会指示を出すというのは難しいですね。

加賀山課長 今会長がおっしゃったような状態になるのかなと思われます。あと、5月31日までなっておりますが、おそらく、この後の令和4年の6月1日からということで、広域漁調で指示を出すと思われますので、特にまた不利になるわけではなくて、広域漁調の指示がまた出る流れなのかなと今までの流れから思っております。

樋口委員 この切り替えのタイミングを狙ってですね、例えば今年から広域漁業調整委員会の指示の中に、各県でその資源管理をより厳しくやるという試行的な試みを可能にさせるような提案をちょっとやっていくというのもありかと。委員会指示を無視するという形ではなくて、委員会の方にちょっとお伺いを立ててやってもいいかという調整をしつつ、山形県の先進的な取り組みとして提案できれば。

議長 ただ、広域漁業調整委員会の方に山形県の漁業調整委員会が意見を求めるということはできないと思う、仕組み的にたぶん。

樋口委員 意見を求めるというか、各県で独自のやり方をより厳しい基準で資源管理してもいいかという、やっていくという方式を提案していくというのは。

議長 たぶんすけれど、それは山形県に何らかの特殊事情があると。山形県の特殊事情に鑑みてその広域漁調の委員会指示を一部こういったものに変えたいと、そういうことならあると思うのですけれども、似たような状況の環境の下で、特定の地域が特別その

委員会指示を出すということは、私は難しいと思います。

樋口委員 だからそういう説明の仕方が必要なのであれば、そういう提案の仕方をやっていくというのはできなくはない。

議長 むしろ今中央の指示待ちみたいになっているので、各地域がやっぱり意見を出し合つてこれが本当に全国の浜の多数意見なのだとよというところを水産庁に示していくということがもしかしたら必要なかもしません。

樋口委員 広域漁業調整委員会って年1回なんでしたっけ。

議長 通常春と秋で、今回夏にやったのは委員会指示をすぐ変えなくてはいけなくなったので、臨時委員会みたいなものなのですよ、夏のは。

樋口委員 本当にじやあやる気になれば、秋の委員会で提案していくというのは。提案というか、議論を投げかけるのですかね。

議長 結構、議事録見ていただくとわかるのですけど、議事録はネットで公開されていますから。私の発言も載っていますので、ご覧いただければわかるのですけど、なんかね、その場でそれを指示にしようという考えはなかなかないのですよ。で、次年度以降の検討課題とさせてくださいと、いう回答が多いですね、やっぱり。なぜかというと、それを協議して指示にしたところで、実行する準備ができていないのです、実際のところ。だから、結局、新たな提案をすると、それは大抵次年度以降の検討課題にさせてくれというような話で返されてしまうというのが多いので、一度議事録御覧になっていただくとわかると思うのですけれども。

樋口委員 提案していくというのはいいんじゃないですか。実際に調整がどうなるかというのは検討していく必要があると思いますけど。

議長 私、やっぱりトリプルフック禁止してシングルフック、それから、1人持ち帰り1本までというのは、たぶん全国的な賛同者が多いと思うので。

樋口委員 山形県からこういう意見が出たのだというのが議事録に残れば大変いいのでは。

議長 実際議事録に出ています。出てますし、賛成意見も多数載っています。結構議事録、ほとんど一字一句なのですよ。そっくり載っているのですよ。集約されていないので、結構生の声がそのまま載っていますので。読んでもらうと、雰囲気なんかも理解していただけると思うし、発言者がなんとなくまたかよ、みたいな感じでその何でもかんでも検討事項、検討事項っていうものについては、正直いらだちは隠せないものがあるのですけれども。ということですが、他に御意見ありますか。

本間委員 今年、鼠ヶ関で、遊漁船と漁業者がちょっとトラブルったではないですけど、ちょっと話出たのが、遊漁船の船頭というのが釣りはしてダメなですかね、商売上、お客様がいるときは。いいんですか。

議長 遊漁船業の適正化に関する法律という法律があるのですが、それを見ても遊漁船の船長自身が一緒に釣りをしては悪いという規程はないはずです、法律の条項としては。

本間委員 ええ。それで、今年ちょっと揉めだのが、お客様が釣った魚をある程度遊漁船の船頭さんがもらったのか買ったのかわからないけど、もらって組合に出荷したと。で、釣りで今年何百キロくらい釣り船にあたったかわからないけど、他のまぐろ一本釣の人が獲れないうちに、ほぼほぼその枠を釣ってしまったみたいでした。そのときは、うちでは仕事をしている最中に船頭さんは釣りをして悪いと俺は聞いてたのですよ、そのときに、それがいいのか悪いのか、はつきりわからないんですけど、そういう問題もあって。

議長 遊漁船の船長が釣りをして悪いという法律はなかったと私は思うのですよね。ただ、問題は船長が漁業者の場合ですよね、漁業者の船長が、お客様から釣ったものを買い取るか預かるかわからないけど、それでその人の名前で出荷するというのは、いやな話なのですから、30キロ未満はとっちゃいけないじゃないですか、釣り人は。それ、釣ってはいけないものを釣らせて、それを船頭の名前で出荷して、対価を後でバックマージンを払う、ということをすると、要するに釣り人が30キロ未満のマグロを脱法的に釣ることができるようになっちゃうのです。ということがやられるよといううわさを聞いたことがあります。

本間委員 それがあつたみたいで。そのへんの方もちょっと規制していかないと、いくらでも抜け道があるような感じがして。

議長 これ本当に完全に私違法行為だと思ってます。だって、リリースしないで釣り上げちゃってるわけですから。そのままアウトなのですよ。それを事後的に隠ぺいしようとして、船頭さんが自分の名前で出荷することだと思うので、言ってみれば証拠隠滅行為ですよね。だから、釣り人は釣ったこと、脱法行為は隠しているわけだ。それで、釣り人と船頭の方でその脱法行為を証拠隠滅するように協力しているという格好なので、それが事実とすると非常に由々しき事態なので。まあ、当然組合員の方ですから、漁協の方からもそういったものについては、指導なり調査なりしていただけたらなあというふうに考えます。ただ、なんとなくこのうわさ、私も聞いたのですけど、どうも本当にやられているような話なのですよね。酒田の方は船長が非漁業者じゃないですか。で、鼠ヶ関地区はほとんどの遊漁船が、船長が漁業者じゃないですか、その違いがあるのですよね。だからそれは鼠ヶ関地区の特有の問題だと思います。

佐藤一道委員 今の本間委員の話が噂であり本当であるかはわかりませんけれども、同じケースが出てしまう前に、やっぱり漁協なり水産振興課の指導とか調査が必要なのだと思います。

議長 そうなのですね。まあこれはどっちかというと漁協の内部規制かなという気もするので、これは漁協のどういった部署になるのですかね、指導課の方になるのですかね。その方面の話かなという感じはしますけどね。

佐藤一道委員 指導で済むのだったら早いうちがいいと思いますね。

議長 うわさは絶えないので、漁業者の方が獲って市場に出さないでお世話になっている方に配ったりとか、いろんな話は聞きますので、そのへんはやっぱりちょっとレジャー船団体はレジャー船団体でやってますけど、漁協の方もやっぱりやらないとお互いにああいうふうな脱法があるぞ、こういうふうな脱法があるぞというと、だんだんみんながルールを守らなくなってしまうので、それが一番こわいので、そういうことはやっぱり釣団体、レジャー船団体、漁協、みんなで一致してやっていくことなのかなと思います。他にありませんか。

飯塚委員 委員会としての対応のところで、農林水産大臣に従うように命じる申請をすることですけれども、これはそれぞれの会員がやるのか、山形県の海区として出すのかとか、そういうところはどうやって解釈すればいいですか。

議長 ルートですね。山形県の委員会から広域にいて広域から水産庁にいくのか、山形県からダイレクトに水産庁にいくのか、とかいう話ですかね。

飯塚委員 はい。

議長 そういうルートはわかりますか。

事務局 こちらのページで書かれている対応方針の話ですよね。大臣に対して指示に従う旨の申請というのは、広域漁業調整委員会から大臣に申請することになります。なので、広域漁業調整委員会が大臣に命じてくれというふうにお願いするので、広域漁業調整委員会が調査を実施することになります。

飯塚委員 だから、このメンバーがあの人がちょっとマグロいっぱいとってきたよとか、だから命令を出してくださいというのか、我々何もそういう権限もないよう思うのですよ。例えば一般の人がそういう話を聞いたから、なんとかされるように頼みますよと委員会に持ってきたとか、そういうことであればですけれども、だから、月峯でそれを見て命令を出してくださいというのか、ただこの文章を読んだだけでは誰がそういう命令を指示しているのか、俺の頭では理解できなかつたので。

議長 これは広域漁業調整委員会の指示なので、それを現認して水産庁の方に上げるのはたぶん広域漁業調整委員会になると思うのですけど、広域漁業調整委員会の人間が各都道府県にいるわけではないわけですよ。で、実際前回の委員会の時に報告があったと思うのですけど、広域漁調の方で酒田に来ているのですよね。で、遊漁船の帰りのお客さんから話を聞こうということで来たのです。30キロ未満は実際はとって持ち帰っているのではないかという疑いがあったからそれを調査に来たのですけど、あくまでもこれは山形県の水産振興課職員が同行はしましたけど、主体は広域漁調の事務局の職員がいっているということですね。

事務局 そうです。

議長 そういう格好になっているので、結局はだから、これをやろうと思えば地元の水産課、地元の海区、地元の漁協、そういうところから広域漁調の方に情報提供をして、それに基づいて広域漁調が動くという格好をとらざるを得ないです、仕組みとしては。

だから、ちょっとね、ワンクッシュンも、ツーキッシュンもあるのですよ。だから、即効性に欠ける気はします、正直。という理解でいいのかな。

事務局 そうですね、そういう理解で。対応方針のところの1の委員会指示の適切な実施を図るための対応と書いているところを見ていただくと、水産庁は疑わしい情報に接した場合等に事務局として会長に報告するということと、あとは実際起きている都道府県、関係する都道府県水産部局を通じて調査を実施ということで、水産庁は関係都道府県等と必要に応じて現地調査等を実施して、調査結果をもって大臣の方に上げていくということになります。

議長 結局、各都道府県から広域の方に情報を上げる、広域の方から各都道府県にこういうふうな調査してということで具体的に指示をする、その指示を通じて調査した結果をまた上げる、それによって今度水産庁にいくみたいな、どうしてもそんな流れになるみたいなのですよね。だから、ちょっと往復が多い。大臣にトンと行かないというところにちょっと問題があるように思いますね、この組織がね。

鈴木委員 そういう順序であるのであれば、それは順序としては仕方ないかもしれませんけど、全国津々浦々そのシステムで各浜が守られないのが現状だと思います。いろんな場面場面で違う事例が出てくるから、だから、まずこのシステム的なことはいいけど、山形県ではこの事例この事例いろんな事例を精査してどう対応するかを、地元として議論してじやあどうしようか、というある程度国の、あるいは広域漁調の動きや考えを加味しながら、地元としてどうあるべきかということを常に議論すべきだと思う。だから、さっきのこの広域漁調の話もそうだけど、さっきの会長が言った1日1本の考えもそうだけど、広域漁調に要望した話を逸脱して山形県独自にまた作れというわけではないのだ。だから、言いました、水産庁とセッションします。じゃあ水産庁は今までの事例でいうとできない理由を並べて、各おいしい提案に対してやりましょうとはなかなか言ってくれないという、そこのジレンマがあります。だから、そこのジレンマで相当労力、時間がかかります。それを防ぐために、県の意見を集約するにも相当の時間と労力がいります。だから、それをスピード感を持たせるために、山形県として、じゃあこのいいプランをどういうふうにすればこれが現実的に可能かということを議論し、常に御論の中から新たなプランを提案することによって、そのいいアイデアがスピード感を持って現実として実行される可能性があると思う。だから、いつも言うが、山形県としてどうなのか、常に考えた議論というか考えた提案というのがどうかなと俺は思います。

議長 具体的にどんな方法が考えられますかね。

鈴木委員 いやいや、だから1日1本が相当難しいのかどうかもわからないから。それを議論することによって、ダメも見え、いいも見え、じゃあこうしようかと新たなアイデアが生まれるし。ただ、水産庁に要望しました、漁調連に要望しましたって、これで待っているというのはいかがなものかなという考え方ですけど。

議長 県独自の強制力のあるルールを作れないという前提がある中で、いい制度を強制力のない、例えば申し合わせ事項みたいな恰好で協議していくかというようなこともあるのかもしれませんけれども、例えば、釣団体と、船団体と、漁協と、ずっと火光利用についていろんな団体が十何年も議論して委員会指示になったこともありますけど、

そういう格好のようなことも考えていますか。

鈴木委員 当然。だから前回も言ったが、どうしても意見の集約ができないのであれば、前にも言ったけども、海面利用協議会的な会議をして、なんでこうするのか、ダメなら、これだけのある程度の罰則なりペナルティを与える。だから、そのくらいのメリハリのあることをすべきだと思う。だから、全員が悪いわけではないし、ごく一部の人がエラーで全員を規制かけなければならない現実があるなら、やっぱりごく一部の守ってくれない人には何らかのお仕置きを与えられてはいいのではないか。

議長 ただ、今の1人1本というのはそもそもルールがないわけですから、守る、守らないの問題とは違うわけですよね。それから、30キロ未満のものをとっちゃいけないのをとったというのはまさしくルールがあって、それを一部の人間が破っているというわけで、今の2つの問題をごっちゃにはできないわけですよね。

鈴木委員 ごっちゃにはできないけど、ルールを作るための前段としてのまず話し合い、で、それが可能か、というとここからのスタート。今はあくまでもこうしてほしいという、ただ国にお願いしているだけであって、国がそれを動かなければ、この話はとん挫するわけでしょう。だから、せっかくのいいプランを前に進めるためにということで。だから、この水産庁のマグロ話の機会のときに言うのだけど、全て今まででは過去の実績で配分しました。だからそれはそれとして、最初はいいと、でも今これだけ資源が増え、各浜がマグロに対するウェイトが増え、マグロである程度の生計を立てられるくらいのレベルになったのであれば、そこに過去の実績だけで配分すれば、そこに不公平が生まれ、不平不満が、守られないシステムになるというデメリットがあるから、それを当然公平性を担保したシステムづくりというものが絶対必要だろうということをずっと言い続け、それが水産庁の方でどう聞いてどういうふうな答えをしたかはわからないが。だから、何らかのアクションを起こさなければ変わらないだろうという思いもあるので、どうかなって言っただけです。

議長 ただ、私の印象ですが、水産庁も意図的にぼかしているのかなという感じはします。なぜかというと、あまりにも遊漁者の実態に踏み込むと今度は各都道府県の割当中で、じゃあ山形県何トンだけど、漁業者割当が何トン、遊漁者割当が何トン、遊漁者については全部について報告義務を課すと、でも、それこそ漁業者と遊漁者を一体としたTAC管理みたいなね、そういう話にどうしてもいくわけですよ。で、そうなると、もう完全に漁業者の漁獲枠が減ってしまうわけだから、水産庁としてはそこには触れず、あくまでも遊漁者の釣るものは微々たるものというふうにとどめたいような雰囲気があるのですよね、見ていると。だから、そこがちょっと本当の実数に迫れない事情のようなものを感じて私もちょっと発言しながら、あんまり言うとどうなるかな、あんまり山形県釣っているというと将来レジャー船の枠が含まれた場合、山形県の漁業者の枠が減らされるかなとか、そんなことちょっと危惧しながら発言しているのです。水産庁も遊漁については、わかってはいるけれども言わないところがあるのであるのかなという。だから怖いのは、遊漁と漁業者の枠の共有、分配、そこに行きたがらないような雰囲気が私は見えているのですけどね。私の個人的な感想なのだけど、わざとぼかしているというか、あまり触れたがらないというか、そんな感じがあるので。大川さんいつも委員会に出て感じませんか、開けてはいけないパンドラの箱みたいな雰囲気がちょっと。

事務局 うん、あまり積極的にという感じはないですね。

議長 だから遊漁者も、マグロをとるなら許可制にしろという話があるのですよ、漁業者みたいに。それは水産庁食いついてこないの、なかなか。委員会の議論で、許可制が無理だったら、せめて届け出制にしろという意見もあったのですよ、それもぜんぜん乗ってこないですよ。

鈴木委員 今会長が言われたように、最初は遊漁という問題出すことによって、漁業者への配分量が減るという1点である程度使わせてもらいたいというのにはあります。でもこれだけ全国的に遊漁への風当たりが強くなつて、もう放つておけないということで今言われたように出してきました。確かに、今専業船を規制できない中で、遊漁船を規制できないというその難しさと、その大きな要因が組織化になつていないという、そこらへんを言う担当者はいます。ただ、もう一つは、漁獲枠が増えた暁には遊漁船にも枠をやつてある程度もう少しこの問題の鎮静化を図ろうというそういう担当者がいることは事実です。ただその話が前に出てこないというだけのことで以前とは雰囲気が変わってきているようです。

議長 実際遊漁者のとっている実数がわかっちゃうと、今度は国際会議で問題になると思うのですよね。日本はかなり遊漁者がとっているのを隠しているじゃないかと。それがもし、国際機関が仮の測定をしてその分が申告漏れだとなると、今度は日本の翌年の漁獲枠が削られるわけですよね、ペナルティで。そんなことがあるので、どうも実数に触れたくないのではないかということと、実態に触れたくないのではないかという感じがして、そのへんが国の思惑と漁業者の思惑が一致しないところがあるような気もします。だから、正直、委員会で議論してもどうもしつくりこないので。

鈴木委員 だから、国が触れたくない問題だからそれを各地方もずっと触れないでおけば、これだけいろんな問題が今後ますます出てくるから、先走つて規制をするというのはいかがなものかというのはあるけど、ある程度議論を尽くし、規制をある程度設けた方が俺はいいと思うのだけれどね。だから、あまりにも国のことだけを待っているといかがなものかなという考え方だけ。

議長 ただ、あまり山形県のことを出したくないのもあるのですよね。なぜかというと、私の実感ですけど、たぶん、漁業者の漁獲数に一番迫っている県が全国の都道府県の中で山形県だと思うのですよ。これはやはり漁場があるということもあると思うのですけど、遊漁者の話を聞いていると、年間山形県の釣り人が釣るまぐろなんて私10トン、20トンなんて軽くいっていると思う、正直。だって、1人で1日400キロ釣るわけでしょう。遊漁船だったら数名お客様を乗せるわけですから、その人が1人だけダントツでもなかつたようですから。言っていましたもの、マグロなんかたくさん釣っても処分に困るって。だから、山形県の例なんかあんまりうっかり出すと、今後TAC管理になったときに漁業者と遊漁者の枠じゃあ半々ねなんてことになつたらえらいことになるわけですよ。でも実際はほんとに枠半々ねって言われてもおかしくないくらい私は釣っているのではないかという気がします。回りを見ていると、とんでもない量釣りますもん、専門に狙っている連中は。行けば2本3本当たり前みたいな感じ。で、平日も一生懸命行くわけですよ、本業の仕事を持っていても。ということは、燃料代もかかるし、私は換金しているとしか思えないのですよね。だから、業としてマグロを釣っているということ

とになつちやうのではないかと思うのですけれども、そうなるといろいろやっかいな問題が出てきて。だから、なかなか国には正論を言っても、正論なんだけど国が拾い上げにくい事情があるような気がするのですけどね。皆さん山形県の釣り人が年間釣っているの何トンくらいだと思います、想像で。私は10トン、20トンいっているのではないかと思う。でも国は漁業の1%くらいしかとっていないというわけですよ。山形県の場合は1人が10%とつちやうじやないですか。まあ、ある漁業者の方は山形県なんて、釣りでとられる量の方が多いのじやないかという漁業者もいます、漁業者の中には。だって釣り人には規制がないけど、我々には規制がある。だから釣り放題じやないか、我々より釣っているという意見の人もいます。だから、山形県独自の規制というのは、逆に国が考えている方向性にマイナスに働いてしまうこともあるのかなということで、あまり山形県、山形県がということもちょっと言いにくい感じがして、今言ったように、いろんな県を巻き込んで多くの県の多数意見として広域漁調とか全国の漁調連に上げていくのがまずどうかなと思ったのです。そこはなかなか難しい問題で、ちょっと今報告事項の意見なので、この問題だけやっていくわけにもいかないので、すみませんけど一応この問題は次の広域漁調にも伺いますので、今日の議論はこのあたりで、次の報告事項に移らせていただきたいと思います。

報告事項の2 ベニズワイガニかご漁業の制限措置の改正について、これにつきましては、庄内総合支庁水産振興課の方から御報告をお願いいたします。

佐藤主査 はい、庄内総合支庁水産振興課の佐藤と申します、よろしくお願いします。こちらは、報告事項となります。資料を御覧ください。1の改正理由にありますとおり、ベニズワイガニかご漁業については、現在1隻のみ許可をしておりますが、許可されている方から、今後代船等により、増トンとなる可能性があるため、次回許可から制限措置の「船舶の増トン数」につき、改正してもらいたい旨の要望がございました。次回の許可開始の方が、令和4年1月から翌年の12月31日までとなっております。

制限措置の改正については、諮問する必要はございませんが、今回報告という形で御説明をさせていただきます。後に資料を添付しておりますが、制限措置の内容となっております。この表の中の右から三つ目の「船舶の総トン数」という部分の改正になります。下線を引いておりますが、150トン未満ということに改正したいということです。

戻つていただきまして、現在の船舶の総トン数についての御説明をします。記載のとおり、旧トン数適用漁船と、新トン数適用漁船に分かれて総トン数の上限の扱いが違っております。現在許可を受けている1隻につきましては、2(2)に該当し、旧トン数適用漁船を改造して新トン数適用漁船として漁船を使用する場合は、総トン数128トン未満というこちらに該当しておりますが、今後船が変わった際には、恐らく旧トン扱いであった船ではなく、初めから新トン数適用の船になるため、100トン未満が上限となっておりますが、これを150トン未満の上限に改正ということになります。この旧トン、新トンの扱いは、昭和55年に「船舶のトン数の測度に関する法律」の改正によりトン数の扱いが変わったことによるもので、法律の施行前に建造又は着手した船舶は旧トンを適用するというものになっております。ベニズワイガニかご漁業における総トン数の上限は、水産庁から通知により各都道府県に示されているのですが、詳しい根拠は、都道府県に示されておりません。3 改正内容については今お話ししたとおりになりますが、ただ漁業のトン数の根拠につきまして、平成元年の水産庁の通知によるものなのですが、こちらの通知の方はH22に内容に廃止の通知がされておりますので、現在

各県において総トン数を決めることは可能となっております。4 水産庁に確認及び他県、県内の状況について記載しております。新潟漁業調整事務所の確認の経過としましては、改正については、見直しの説明ができれば特に問題ないということで、ただ、他県関係者への影響に配慮してくださいとの意見がございました。旧トン、新トンの通知を出した際の根拠について再度聞いてみましたが、確認することができませんでした。隣県にも確認したところ、新潟県では、すでにH30に150トン未満に改正しておりましたが、当県に特に事前の連絡等はございませんでした。秋田県においては、漁業者から要望はあるようですが、県内での他の漁業との調整が必要なためまだ認められていませんが、調整が整えば、改正の方向と聞いております。県内においては、現在調整が必要な他種漁業はないと思われ、県漁協にも事前に照会し確認しております。5 改正の整理として記載しておりますが、以上のように状況確認を行いましたが、特段改正影響は無いと思われます。また、これまでのようによく新トン数の中で旧トン数改造の新たな基準を設ける必要性も無いことから、新トン数で扱い「150トン未満」と定めることで問題はないと考えております。このため、制限措置の船舶の総トン数の増トン改正を次回の許可に合わせて行うことを御報告します。

議長 はい、ありがとうございました。今の報告事項につきまして、何か質問等ありましたらお願ひします。

飯塚委員 以前、相当前ですが、酒田地区の方でもやっていたと思ったのですけれども、そういうふた使っていない許可は返納されているのですか。

佐藤主査 べにずわいがにかご漁業はだいぶ前から1隻だけということで。

議長 昔4隻くらいありましたよね。

飯塚委員 今後仮に、やりたいという申請があった場合、許可の出しようは、どのような条件みたいなことはあるのですか。

佐藤主査 一応、取扱方針上は、2隻以内ということでになっております。

池田会長代理 参考に教えてもらいたいが、かに漁業の飛島沖の西のところに、試験操業で許可を出したよね、べにずわいの。べにずわいの漁場として、最上の海溝になっているところに出しているのは、今の出しているのか。

佐藤主査 試験操業はしていないです。

池田会長代理 試験操業で許可を出していたときがあったろう。最上の海溝の800メートルくらいのところがあるのだ。

加賀山課長 今のお話は漁場を許可化する前の試験操業でやった時期があったようです。私も今聞いたことなのですけど。その区域は今の知事許可漁業の区域に入っているそうです、許可化になっているそうです。

池田会長代理 許可するときに揉めたのだ。そこでエビを曳いていくとボンデンがぶつか

るところに試験操業の許可を出していたから、まだあるのかなと思って聞いてみたのです、わかりました。

議長 よろしいですか。

池田会長代理 はい。

議長 他には何かありますか。1点、私から聞きたいのですが、新トン数と旧トン数って換算率などはあるのですか。旧トン×1.いくつとか。

佐藤主査 そのへんも聞きたくて、水産庁の方に聞いてみたのですが、根拠がわからなくて、改造して今128トンとなっていますが、新造船を150トンとした場合に、これを改造した場合は何トンになるのだろうというのがわからなくて、それも聞こうとは思ったのですけど、やっぱりそういう説明に答えてはいただけなくて、でも、確かに改造してというケースは出てこないと思っているので、そこも、そもそもが新トン数適用漁船でしか今後は出てこないはずなので、あえて詰める必要もないのかなと思って、確認ができてないです。

議長 旧トン数と新トン数の測り方の違いってご存じの方いらっしゃいますか。

飯塚委員 大きくなっているのだよね、測り方が違うということで、相当大きくなっていると思う。資源の問題は考えなくていいのだろう。邪魔にならないとか、影響ないとか書いてあるけれども、許可を出すにあたって、例えば5隻までだとか、1隻でダメですよとかいうのは、資源の問題をみて許可する隻数を決めていると思うのだけれども、当然船が大きくなるということは、入れるカゴの量だって増えてくるだろうし。

佐藤主査 トン数は大きくするのですけれども、カゴ数は新潟もそのままなので、うちもカゴ数は据え置きと言いますが、改正はしないです。

飯塚委員 机の上ではね。はい、わかりました。

議長 よろしいですか。はい、では次の報告事項3に移らせていただきます。磯刺し網漁業の知事許可新設について、庄内総合支庁水産振興課からお願ひします。

佐藤主査 磯刺し網漁業につきましては、現在知事許可ではなく、試験操業許可として操業している実態がございます。改正漁業法の施行に伴いまして、この試験操業許可の形ではなく、知事許可として操業していただく必要性が出てきたこと、試験操業は暫定的な扱いであったことから今回の許可が満了する時点以降については、知事許可漁業として許可を出せるよう検討を行っているところです。

次回12月海区において磯刺し網漁業の知事許可の許可内容について諮問を行う予定としておりますが、その前に今回磯刺し網漁業のこれまでの経緯と現状につき報告として御説明させていただきます。

なお、磯刺し網漁業の試験操業を知事許可にするにあたり、漁業調整規則上は「固定式刺し網」に入りますので、漁業調整規則を変える必要はございません。「かれい刺し網漁業」「めばる刺し網漁業」「たら刺し」「さめ刺し」と同じ並びになります。

それでは、1の経緯についてですが、昭和46年酒田港改修工事に伴う共同漁業権放棄の際に、県漁協と県土木部長が覚書を締結しております。昭和46年酒田港改修事業等に伴う共同漁業権放棄の際に、覚書の中で、組合員は改修事業完成までの間、改修事業等の支障にならない範囲において県知事、代理として土木部長の操業承認を得た場合に限り、区域内の操業をすると記載されています。

漁業権を放棄する以前までは、当該区域においては、漁業権に基づきかれい、たい・こだい、したびらめ等さまざまな刺し網漁業を行っておりましたが、漁業権放棄した後の当該区域での操業については、覚書を締結しているといえども、市民等から通報があれば取締機関では取締をせざるを得ない状況でした。

昭和62年12月に、海保も含めた関係者間において協議し、操業はやむを得ないため弾力的に運用する、しかし告発のあった場合は取締をせざるを得ない、操業するについても慎重に操業すること等を合意しました。

しかしその後も市民からの通報等により海保が指導等を行う状況が続いておりました。その状況の対応として、平成17年11月に、当課の整理として、当面は磯刺し網漁業の試験操業等許可で対応することとしたものです。

なお、事前に関係機関と調整のうえ、平成18年9月に海区委員会にも試験操業許可とする旨報告しております。

試験操業等許可とは、漁業の知事許可とは異なり、漁業を営むことがあたらず試験的に行う操業等に対し、知事が行政サービス的に試験操業許可証を発行するものになっております。しかしながら、試験操業の形は各県において異なっており、当時の対応策として当県においては磯刺し網漁業を漁場の効果的利用可能性を探る試験的なものと位置づけて、暫定的にこのようないわゆる形をとってきておりました。

平成18年8月から試験操業等許可を開始して以降、1年ごとに許可を行っております。この試験操業等許可を発行後は、当該区域での磯刺し網操業につき海保から取締を受けることは無くなりました。

資料1、2として、現在の試験操業の許可取扱いと、試験操業の区域を添付しております。このように、磯刺し網漁業を試験操業許可という形で操業を認めてきたところですが、2に記載するように、改正漁業法における知事許可漁業新設の必要性がでてきたところです。

昨年12月1日から改正漁業法が施行され、密漁対策の強化のため、あわび・なまこを採ることが禁止されました。ただし、大臣許可、知事許可及び漁業権に基づく採捕は除かれています。しかし、試験操業許可に基づく採捕は除かれていません。

一方で、現状の磯刺し網漁業の試験操業において、なまこが混獲される可能性がゼロではないことから、万一混獲があっても大丈夫なように、磯刺し網漁業を試験操業という形ではなく、知事許可漁業として新設する必要性が生じたものです。

3「磯刺し網漁業」知事許可の概要（案）につきまして、漁業種類は、雑魚刺し網漁業で、固定式刺し網漁業になります。本日資料差し替えで、修正した部分はこの漁業種類の名称部分です。名称としてはこれまでの磯刺し網漁業を踏襲したほうが、分かりやすいと思い当初磯刺し網漁業とも考えましたが、漁場が磯場ではなく、砂地であることから磯はおかしいのではないか、そもそも試験操業としたのは、漁業権行使規則においてのさまざまな刺し網漁業を一つにまとめていたことから、雑魚というくくりとし雑魚刺し網漁業とした方が、他の刺し網漁業との並び等を考えた時も適当ではないかということでおこちらに修正したものでございます。

操業区域は現在の試験操業と同じ区域で、許可の有効期間は1年間、漁業権が消滅区

域した区域で行うため、毎年海岸管理者等に操業区域につき、工事に支障が無いか等を確認し承認されたうえで許可を出すことから、1年ごとの許可の申請をしてもらうことになります。漁業時期については、現在の試験操業と同じ時期の予定です。

今後の予定を記載していますが、今月中に漁業者に対する説明を行い、次回12月海区の際に許可内容を諮問するスケジュールで進める予定です。説明については、以上になります。

議長 ありがとうございました。試験操業でやってきたものを、漁業法改正であわび・なまこが基本的に獲れなくなったので、それに対応するために、試験操業を知事許可漁業にして漁業権放棄区域について対応していきたいという今の説明でした。これについて何か御質問等あればお願いします。

伊原委員 なまこが混獲されたという事例はないのだよね。もしものためにこれをやるというのは、適正だと思います。その上で、名称ですが、磯刺し網、雑魚、固定式刺し網というひとくくりではダメなのですか。

佐藤主査 規則の中で固定式刺し網に入っています。その中の1つに雑魚刺し網漁業というもの。

伊原委員 海共第2号の海区にそれを付け加えるということか。

佐藤主査 漁業権ではなくて、知事許可漁業。

伊原委員 雜魚刺し網漁業とは何をもって雑魚刺し網漁業というのですか。

佐藤主査 漁業権があった以前につきましては、今もそうなんすけれども、たい・こだい刺し網やかれい・したびらめ刺し網、磯刺し網というのも規則の中ではあるのですけれども、そういうものを全て含めて雑魚刺し網ということで、とられている。いろんなものが入ってくるので。

伊原委員 網の目合も、浮くか沈むかも、全部違ってもひとくくりだと。

佐藤主査 ひとくくりにします。今の試験操業もひとくくりになっています。

伊原委員 いや、例えば固定式刺し網でも、浮き刺し網と底刺し網があるわけだ。それも含めて全部ひとくくりですか。

佐藤主査 ひとくくりです。

伊原委員 うん、わかった。

議長 まあ要するに、季節に応じて何を獲ってもいいということですね。

伊原委員 ううん、網の種類が全然違うのよ。

議長 いろんな魚種に対応ができるということでしょう。網目について何も規制がない訳だからね。

伊原委員 うん。

議長 だからまさしくいろんなものを獲るから雑魚刺し網ということなのでしょう。

佐藤主査 はい。

飯塚委員 混獲オッケーの意味合いでこういう言葉、雑と付けたわけですね。なまこが獲れた時も違反にならないようにという意味合いなのだろう。

佐藤主査 そうですね。

伊原委員 私のうちの真ん前だけれども。複雑なことは確かだ。何を持ってひらめの刺し網というか、何を持ってしたひらめの刺し網というかというと、そんな根拠はないのだ。同じ網だから。でも、共同漁業権の行使規則の中には第2種に刺し網で、いろんな刺し網がずっと書いてあるが、それをひとくくりで雑魚刺し網とみてしまうと、何をやってもいいということだろう、刺し網では。

佐藤主査 何をやってもいいというか、それに条件として何を付けるかというのはまた今後なのですけれども。

伊原委員 前に、したひらめの刺し網は何をもってしたひらめの刺し網というか、だけど、くちばそ網にもしたひらめはかかるし、したひらめ網にもくちばそは獲れるわけだ、かれいも。くくりを大きくしてもらっておかないと、あれ、これへんな網だとなるから、くくりを大きくしておいた方がいい。だから、あいまいな磯刺し網とか、雑魚刺し網というよりも、固定式刺し網とひとくくりにした方がいいかなあという感じはします。ちょっとそのへんは雑魚という魚はないから何とも言えないけど。

池田会長代理 ただ、これ、逆に言うと今までのとおり黙ってここまでいいですよと言った方がかえって無難なのではないか。というのは、仮に、さざえを獲りますと、酒田の人にはさざえ網で誰もやらないが、潜っている人たちはさざえを獲ってきてているのだ。さざえ網を刺してみようというような人も出てくることがあり得ると思う。それよりなら、今刺し網をやっている人たちをここまでいいですよと言った方が、要らないことを限らないで、ではもっと陸にも刺せるのだなという方が無難だと思う。

佐藤主査 消滅区域と知事許可のかれい刺し網ときているのは、消滅区域は特殊な事情があるので、調整もやはり別個にやらなきゃならないのですね。するとやはり分ける必要があると思っています。獲れるものも沖と沿岸だと違ってきたり、対象者も、許可の名簿を見ても、やっぱりほとんどかぶっていないのです。知事許可のかれいさしと・・。

伊原委員 わかった。これを見ても分かるとおり、防波堤の離岸堤の西護岸と書いてあるところ、そこは防波堤の基礎の部分の岩礁があるから、磯刺し網と別称でもいう。ところが、試験操業区域でひろったところは全部砂です。磯なんか1ヶ所もない。だとした

ら、ひとくくりでも無理があるのだなと思ってから固定式刺し網という1つだけで用をなすのかなと思っています。別にこういうようにするのだったら問題ないのだけれども、特定のものを指しているのはここで条件の違うところをひとくくりでやろうすると無理がある。磯のないところに磯刺し網とあったのも不自然だし。

佐藤主査 そこは確かに。

伊原委員 そうだろう。

佐藤主査 そこは18年のときに何を名前にということで、まあいろんなものが獲れるので。

伊原委員 でもしたびらめがいないところにしたびらめの刺し網というのも変だし。だから、雑魚でもいいのだけれども。いい、わかった。

佐藤主査 漁業の大きいくくりとしても固定式刺し網となっているので、同じ名称はちょっと。

飯塚委員 そしたら、この刺し網を刺す漁業者に対してはまた、なまこ、あわびの許可はかぶっていないということだから、出すということ。

佐藤主査 いや、なまこ・あわびはあれを目的としている許可として素潜りと磯見と出しているのですけれども、それはあくまでも雑魚刺し網漁業としての知事許可を出して混獲してただなまこが獲れても大丈夫ですよというように措置するためにこの形をとるので、この方たちにあえてまた別にあわび・なまこ漁業の知事許可をとってくださいということはしなくていいです。

飯塚委員 混獲だったら別に獲っても問題ない訳だ。でも実際に漁業権がないところであわび・なまこを獲ってはダメなわけだろう。あわび、なまこを獲るために、特別に鼠ヶ関なども隻数を決めて許可を出してもらっているわけだ。酒田はどうやっているかわからぬが、混獲オッケーですよという刺し網のために、刺し網は混獲してもいいですよという特別許可がなくてもいいということで、それは獲っても問題ないということか。

佐藤主査 かかるても問題がないということです。例えば小型底びき網でもなまことかかっても、それは目的としてなまこを狙っているわけではないので、混獲だったらオッケーですよというのと同じ状態にするということです。

飯塚委員 漁業権のないところの刺し網はオッケーしたけども、底曳きは混獲も許可ある範囲で獲っているわけだけれども、この地域は漁業権がないので一応禁止になっているわけだろう、漁業者であっても。漁業者がオッケーにしてもらうために、鼠ヶ関と酒田の北港は許可をもらっているわけだ。それに対して、刺し網の場合は別に混獲で獲ってもいいですよという許可が無くとも獲ってもいいですよということだろう。

佐藤主査 そもそも知事許可漁業は、知事許可漁業の中で混獲レベルであわび、なまこが入るのはいいですよということなのです。

飯塚委員 ああ、そういう解釈なのね。

佐藤主査 はい。念珠関とかはそのものを獲りますというものだから、あわび・なまこ漁業というのを新設して・・

飯塚委員 網で獲ってもいい、混獲でもいいとなればというような考え方を持つ人もいたかもわからないけれども、鼠ヶ関では磯見というのぞき眼鏡でとるのをオッケーすると、陸から来て一般の人が獲っていって密漁になるのと、漁業者が陸に行ってとると区別をつけるようにということで船じやなければダメだとか、そういう規制をつけたわけだけれども。酒田の場合、漁業権がないところも知事許可が出れば混獲もオッケーという解釈でいいわけか。

伊原委員 飯塚さん、第一種。第一種のものと第二種のものは違うのです。第一は魚種で制限をかける、2種というのは漁具で制限をかけるから、今のは漁具のことだから、いいのだと解釈しています。共同漁業権行使規則には1種、2種、3種とあるけれども、2種の部分、刺し網の部分だ。で、そこでもしも混獲があったときのための。

飯塚委員 なら、混獲があったときでもできるようにしたのはわかるけれども、だから、なまこ、あわびについてはそういったことであっても、刺し網だったら刺し網で獲っても問題はないという解釈でいいということだろう。了解。

議長 いいですか。

飯塚委員、はい、わかりました。

議長 ところで、今後、試験操業じゃなくて知事許可にするわけですけれども、こここの場所には結構網が入る見込みなのですか。なぜかというと、この場所って、よく南西の強風が吹くと、吹浦方面に行った船が水路にみんな引き返してくるのですよ、一斉に。で、よく、ここに網が張ってあると、避難してくる船が網を巻いちゃうという話がときどき起きていて、どのくらい網が入るのかと思って。あと、そうであれば、レジャー船団体に注意喚起の広報も必要なのかなと。どんな見込みですか。

佐藤主査 想定としては、許可の区域も大きくしないですし、内容もそんなに変えない内容なので、基本的には今操業している方くらいの、10人くらいなのですけれども。

議長 要は、このあたりにボンデンが何個くらい立ち得るのかなという。これだいたい船が逃げてくる場所ってこの図面のアのあたりからエのあたりに向かって、みんな一斉に非難してくるわけですよ、南西風が吹いてくると。だからこの水路でずっと逃げるわけですね。だから、これから網を許可しようとしているところに、時化になると北の方からも避難の船が殺到する場所なのですけど。過去にもたぶん試験操業の網だと思うのだけど、間違ってひっかけちゃったという話は結構あったのでした。これからここにボンデンが10個も立ち得るのかなと思って。どうなのでしょう、見通しとしては。

伊原委員 固定式の底刺し網だったら、船が上を行っても大丈夫なのですよ。ところがここで、たい・こだいの浮き刺し網をやったら問題なのです。だから、ひとくくりに雑魚と言っているけれども、それで用をなすのかというのもまあちょっとその辺は15反1張り

となっているけれども、たい・こだい網は4反1張り、2張りまで、水面に浮いているので、それがここに入ってくると今の問題が出てきます。

佐藤一道委員 やはり、さきほどの伊原委員の発言がすごく気になっていたのですけれども、固定式刺し網の漁業の種類で各それぞれ魚種が必要になってくるのですよね、雑魚刺し網にしない場合、例えばたい・こだい刺し網とか。

佐藤主査 制限措置の表で行くと、一番左側に雑魚刺し網漁業とあって、漁法的には刺し網ですよ、刺し網もいろいろあるので、水産動植物で分けられるようにしようと思って、そこに雑魚という言葉が書かれて。

佐藤一道委員 わからない者の純粹な意見として、漁業種類によってボンデンの立て方とか、旗の数とか、その方法とかで漁業者はここに何が入っているのか認識できて、遠回りしたり、上を通っても大丈夫だという考え方で動いているのだと思いますが、そういうことであれば、先ほどの加藤会長の話にもあったように遊漁者はもっとわからないのであって、一斉避難してくるような海域だけでもなくて、そういう識別ができるものはその漁業調整をする者の責任においては、より細かい方がよかつたりするのかなと。

伊原委員 ひとくくりにするのは無理があるのかなという気がしなくもない部分がありますよと。

佐藤一道委員 実際運用する側はひとくくりなのでわかりやすくいいのかもしれないけれども、またこの例えば10年、20年後に委員会を開いたときにですね、これなんでこうなっているのだという疑問があたらめて出ることを考えると、このひとくくりで悪いという話ではなくて、ちょっと疑問点があったので、次回の諮問の際に説明を受けながら、安全操業の周知の形で、皆さんに理解しやすい形がいいのかなと思いました。

池田会長代理 これは、はっきり言って、底刺しは結構です、浮き刺しは禁止してくださいと言った方がいいと思う。

飯塚委員 それなら安全だし。

佐藤主査 そうすると、今、試験操業で行っているときは、そういった規制がないので、はっきり言って、漁業権行使規則でそもそもあったのと同じ操業ができている、みたいになっているわけです。それに合わせて知事許可にしようとしているので。

伊原委員 ああ、なるほど。

飯塚委員 そういう条件をつけられないのか。

伊原委員 うん、わかった。行使規則の磯刺し網のそのままだから、みんな入ってくるのだと、うん、わかった。

佐藤主査 それに合わせて。

伊原委員 それと同じくするということだろう。

佐藤主査 そうですね。

伊原委員 では、15反1張りだけではなくて、4反1張なども入れないとダメだな。今までもそういうのを入れてやっていたから。今まででも磯刺し網は見ていたから、磯刺し網を雑魚刺し網にひとくくりでどうなるのかなと感じただけ。そこをちゃんと守れるのだったら別に問題はないです、了解しました。

議長 この場所に、実際浮き刺し網が入る可能性はあるのですか。

伊原委員 ある。今までもやったから。私もやってきたもの。

飯塚委員 でもこういうところにも取り締まりはあるのか。漁業権がないところで

佐藤主査 結局、知事許可を出していないので、通報があるときは取り締まりがあります。

飯塚委員 漁業権放棄になっているところで、例えば規制があるハタハタ釣りなど規制をかけているところだったらしいのだけれども、何もないところで例えば網で魚を獲っていたとか、たこを獲っていたとか、かごで獲っていたとか、そういうときに取り締まる必要性というのは、この文書では苦情が出た場合は注意とかなんだとかということなのでしょうけれども、あるのかどうか。司法権使えるかどうか、極端なことをいえばそういうことだと思うのだ。

佐藤主査 漁業者の方に対してですか。

飯塚委員 いや、一般の人が魚をそこでとろうが、漁業者がとろうが、漁業権がないところで一般と同じでとった場合、結局通報があるのか。

佐藤主査 遊漁者であれば、漁具・漁法で使えないものを使っていれば取締りになりますし。

飯塚委員 権利の発生していないところでということを聞きたいのよ。漁法だなんだかんだは漁業権のあるところだからなわけだろう、そうでないのか。

加賀山課長 漁業権がないところでも漁業調整規則で。

飯塚委員 了解。

議長 実際に前、ここは試験操業で網が入りますよということで、たしかレジャーボート団体に注意の文書を出したことがあるのですよね。もともとはここで網が入るはずがないのに網が入っていて、で、避難してきたらその網を船で巻いちゃったということが出て、何でこんなところに網が入っているのだと、疑問がレジャーボート団体から出て、その時に、実はここは試験操業で網が入ることがあるのですよということを広報して、避難していく釣り人にここはたまに網が入っているから気を付けてくださいねというふうな注意喚

起をしたことがあるのです、地図を付けて。ただ、今度は正式に知事許可になったので網が入りますよということを、改めてレジャー船団体に注意喚起の資料なりを出した方が安全だと思うのですけれども、この場合に、例えば浮き刺し網で水面まで出ていることがあるから、ボンデンだけを回避しても危険な場合がありますなんてことがあるんだったら、そのことも書かなくちゃいけないのじやないかなと今考えたのですけれども、いっそ浮き刺し網を禁止すれば、ボンデンさえ回避すれば危険はないでしょうねけれども、これ、浮き刺しだと、ボンデンとボンデンの間を通っても結構な確率で巻いちやうのですか。

伊原委員 まるっきり浮いているので、まちがいなく巻く。

議長 上に浮き続けているわけね。それは見えやすいの。

池田会長代理 ボンデンの色とか、陸の方が黒とか赤とか、皆決まりがあるから。

議長 我々、ボンデンの近くを通らなければ安全だと思ってバンバン避難してくるから、危ないことがあるかなと思って。

佐藤主査 安協さんとも毎年試験操業の前に意見交換会を持っていまして、そのときにいろいろお話し、何か御意見を伺ったりとか。

議長 ただ、網が浮いているという話は今まで聞いたことがなかったものだから、この場所でね。だから、よくひっかけちゃうのはボンデンの近くをたまたま走って間違ってひっかけちゃったという話はあったのだけど、ボンデンとボンデンのど真ん中を走ってもひっかけた話は今まで聞いたことがなかったので、ここに浮き刺しがかかることがあるのであれば、ボンデンとボンデンの間でも浮いている網があり得ますよということを言わないと。だって我々の感覚では、ボンデンに近づかなければいいや、ボンデンとボンデンのど真ん中にすれば安全だと今のところ思っていますもの。避難するのは南西の風で波が立った時なので、見えるかなという問題もあるのね。それで事故に繋がらなければいいなと思うのですけど。浮き刺し網のフロートは見えやすいものですか。

佐藤栄一委員 波があれば見えないのでないか。

議長 それで人身事故とか怖いなと思って。だから、いっそかれい刺しのような浮かない網に限定だったら安全なのでしょうけど。だから、ここで浮き刺し網を入れる必要性がどれくらいあるのかなど。

伊原委員 たぶん全員だと思う。

議長 そうなのですか。では、必要性があるということであれば、前提として今言ったように、浮きが浮いていることがありますよといったことをきちんとやっぱり広報しないとまずいかもしれないですね。たぶん多くの安協の会員はボンデンに近づかなきや安全だくらいに思っています。私もそう思っていたし。

佐藤一道委員 できれば効率的に漁業者の方が利益を得る形にしたいとは思うのですけれど

も、例えば漁業者、遊漁者というくくりで今話をしていますけれども、ミニボートもあるわけです。こここの防波堤と宮海海岸でしたら、おそらく大きい車だったらトレーラーをつけてマリンジェットなども通るでしょうし、安全を確保できるような周知の方法とか、していったほうがいいと思います。このあたりは実際漁業者の方も希望も多いところだと思いますし、漁協さんとよく調整してどういった方法がいいのか、漁業者だけじゃなくて、遊漁、一般の方の安全も確保できるような方向でできれば一番いいと思います。

伊原委員 こういう網も入っていますよということを、いろんな人にアナウンスする必要性はあると思います。そういうトラブルがあるのだとしたら。

佐藤主査 刺し網のパンフレットがありますので、配っていく。

加賀山課長 既存の資料がありますので、そういうのを利用して周知、知事許可漁業になるならなおさらだと思いますので。

伊原委員 地区ごと違うのです。

議長 まあ、南西の風が吹いて逃げ込むことが一番多いのは秋なのですよね、だいたい。

伊原委員 許可化にすると。そしてなまこの混獲の対策だということは理解しましたので。それから、いろんな漁具・漁法があるのだということを少し雑魚刺し網ひとつくくりでやるなというそこの部分だけです。

議長 一応、この内容で特に異論はないようで、あとは安全面のために、若干広報の点について御注意願いたいということですね。では、報告事項3は以上でよろしいですかね。はい、次報告事項4の方に移りたいと思います。これについては、農林水産部水産振興課の方から御説明をお願いします。

渡邊主査 農林水産部水産振興課の渡邊です、お願ひいたします。漁業権に係る資源管理の状況等の報告について、報告いたします。資料は、報告-4になります。まず、報告-4の10ページをご覧ください。これは、水産庁で作成した説明資料からの抜粋となります。次の11ページに、関係法令を載せております。令和2年12月1日の漁業法の改正により、漁業権者は、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況などを、1年に1回以上知事に報告しなければならないこととなりました。漁業権者は、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用する責務を有しており、免許権者である知事は、漁業権の活用状況を的確に把握し、漁業権が所期の目的に従って行使されるよう適切な措置を講じる必要があります。そして、知事は報告を受けた事項について、海区漁業調整委員会に対し報告をするものとされています。仮に、漁業権者が、漁場を適切に利用しないことにより他の漁業者に支障を及ぼしていたり、海洋環境の悪化を引き起こしていたり、又は、合理的理由なく漁場の一部を利用していない、などの状況にある場合には、知事は海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで、指導、勧告を行うことになります。

続きまして、資料の1ページをご覧ください。共同漁業権者である山形県漁業協同組合、定置漁業権者である有限会社仁三郎、佐藤朝雄氏より、資源管理の状況等の報告が

ありましたので、報告いたします。

2ページからが山形県漁協から提出された令和2年度分の報告となります。資源管理の状況についてですが、漁業権行使規則に定める操業期間（禁漁期）や操業時間遵守する等、行使規則に基づいた操業に取り組んでいます。また、添付は省略しておりますが、業務報告書とあわせて報告がなされておりまして、業務報告書において繁殖保護、資源管理、漁場管理の取組などが報告されています。漁場の活用状況については、漁業権の免許番号ごとに報告がされています。3ページが海共第1号ということで飛島地区、4ページが海共第2号ということで遊佐町と飛島以外の酒田市、5ページが海共第3号ということで旧温海町区域以外の鶴岡市、6ページが海共第4号ということで旧温海町の区域の報告となっております。漁獲量につきましては、ここでは漁業権の種類ごとにまとめて報告されていますが、別途水産研究所へデータによる報告もされています。これらの報告から、海共第1号～第4号の漁業権について、いずれも漁場を活用し、漁業権を行使していると認められるものです。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。定置漁業権の免許を受けている有限会社仁三郎の報告となります。漁業時期が12月から8月となっておりますので、令和2年12月1日から令和3年8月31日までの報告を求めたところですが、漁業権の漁場を活用していない状況になっております。その理由としまして、一番下の欄に記載があります。令和3年5月～8月に操業する予定でしたが、令和2年の秋に小型定置、さけ浮定位の網が壊れてしまい、修理が間に合わなかったため別の網を使用したところ、4月下旬までイワシが大量にかかってしまった、網目に刺さり、詰まってしまって、その対応に時間がかかってしまった、という状況でした。そういう状況でしたので、大型定置の準備ができなかったということです。今後の予定としては、12月に型入れを行い、1月に網を入れ、8月までの操業を見込んでいるとのことです。漁業権の漁場を活用していない状況ではありますが、操業できない事情があったということで、理由があると認めるものです。なお、合理的な理由があるということで指導には至らないものの、今後の操業の状況について、時期をみて聴き取り等確認を行っていく予定です。

続きまして、8ページをご覧ください。定置漁業の免許を受けている佐藤朝雄氏からの報告となります。報告の対象期間は、漁業時期にあわせまして、令和2年4月1日から令和2年12月31日までとしています。資源管理に関する取組は、資源管理計画のとおりということで、公的規制を遵守することに加え、小型魚の保護などにも取り組んでいます。漁場の活用の状況については、漁獲量等は別途水産研究所へデータで報告されており、水産研究所からまとめてもらったデータが、9ページの資料になります。漁獲量については、主要な魚種を提示しています。夏季は魚が入らないため例年網をあげて休業しているということで、8月9月は操業日数及び漁獲量が0となっていますが、漁場を活用し、漁業権を行使していると認められるものです。今回は、漁業法改正後初めての報告ということで、様式や報告事項など試行錯誤し報告してもらったところですが、今後も、年に1回以上の報告をもらい、漁業権の行使状況を把握していきます。報告は以上になります。

議長 はい、ありがとうございます。以上につきまして、皆さんから御質問等あればお願ひします。

一同 (特になし)

議長 特にございませんかね。

議事

第1号議案 あわび・なまこ漁業（磯見）の公示について（諮問）

議長 では、次に議事に入りたいと思います。第1号議案 あわび・なまこ漁業（磯見）の公示について、水産振興課から御説明をお願いいたします。

加賀山課長 それでは最初に、皆様のお手元にある資料1の諮問文を読み上げさせていただきます。（諮問文を読み上げる）詳しくは担当の方から説明させていただきますので、御審議よろしくお願ひいたします。

佐藤主査 それでは、御説明させていただきます。あわび・なまこ漁業（磯見）につきましては、昨年12月から新設されましたが、許可年数を規則において1年としており、令和3年11月30日に許可期間が満了するため、10月中に新規許可の許可内容の公示を行う予定しております。当県のほとんどの知事許可漁業は、漁業の安定性を考慮し「許可の満了に合わせ申請すれば継続して許可を持ち続けることができる漁業」いわゆる「継続漁業」と位置づけられています。

一方で、「あわび・なまこ漁業」については、操業区域が漁業権の消滅した区域となっている特殊性のため、毎年港湾・海岸管理者等、関係機関等との操業区域等の内容について調整が必要であり、許可の内容に変動があることも予想されることから、継続ができない漁業と位置づけられています。このため、許可を満了する際には、現在許可を持っている人も、新規の申請者として許可申請を行うこととなっています。

それでは、諮問する内容につき御説明します。資料の制限措置の表の中をご覧ください。次回許可の内容は、現在の許可の内容と変更がなく、これまでどおりとなっております。右から2番目にあります、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数については、県漁協に確認しましたが現在の許可隻数と変わらず9隻とのことでしたので、許可すべき隻数は9隻としています。（2）の申請すべき期間については、1月を下らない期間として、定めております。（3）のア有効期間は、規則どおり1年間となり、イ条件は諮問内容ではございませんが、現行のままとしております。ウの許可の基準ですが、これは、必ずしも基準に当てはまらなければ許可しないということではなく、優先順位の位置づけですので、もし9隻以上の方から申請があった場合は、許可の基準の上位の方を優先して許可しますというものです。昨年は知事許可を新設した1回目の許可で当然誰も許可の実績が無いため、前年、前々年の漁業時期において県内で「あわび・なまこ」の漁業の実績を有する者を優先順位の1位としましたが、今回は、許可申請時点において、知事から「あわび・なまこ漁業（磯見）」の許可を受けている者とし、現在の許可を持っている人を優先しています。昨年は、そのほか自立とか就業者育成事業を受けている者等も、優先順位に位置づけておりましたが、優先とすべきかどうかはそのケースごと違うという漁業者からの意見もありましたので、今回こちらの1つの基準のみ設定することとしております。なお、漁業を営む者の資格として表の右側に定めていますので、まずは想定した方以外からは申請は上がってこないとは考えています。公示は、10月に入ってからホームページにおいて行う予定としています。諮問内容としては以上となります。よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。今の説明内容につきまして、何か御意見、御質問等あ

りましたらお願ひします。

一同 (特になし)

議長 特にありませんね。はい、ではこの諮問内容で適當ということで県への回答を出したいと思います。はい、ありがとうございました。

第2号議案 新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の協議事項について

議長 次に、2号議案の方に移らせていただきます。第2号議案 新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の協議事項についてということで、これにつきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局 資料の2をご覧ください。令和3年度の新潟・山形・秋田3海区連絡協議会については、当初10月の予定では例年夏に開催しておりましたところを今年度は秋の10月に変更して秋田市での開催予定ということで秋田海区からお知らせいただきおりましたが、こちらの資料にありますとおり、新型コロナウイルス感染症の発生が収まらないことから開催中止との通知をいただきました。中止の場合、各海区からの照会事項については、書面で回答をとりまとめるということで、新潟、秋田両海区からの照会事項をいただきましたので、今回の海区委員会では、その照会事項への回答をご審議いただくことになります。

2ページ目から具体的な照会事項が記載されておりますのでご覧ください。新潟海区からの照会事項で1としまして、遊漁者に対する規制等の調整についてでございます。照会事項1 委員会指示等による遊漁の規制とその調整方法について、委員会指示により、遊漁に対してのみ規制する方策と調整の実績など、2 遊漁者に対する操業規制の協議方法について、こちらは海面利用協議会という協議の場がございますけれども、それ以外に方法があればご教授くださいとのことです。

照会理由については、記載のとおりでございますが、近年の遊漁の人気の高まりとそれに伴う漁業者と遊漁者とのトラブル等の発生、遊漁による資源への影響も看過できず遊漁者側にも制限が必要と考えられること、加えてくろまぐろの広域委員会指示による規制もあるものの、漁業者に課された漁獲規制と比べ公平性を欠いているとの不満なども大きくなっているなどの状況があるが、新潟県において遊漁者側の団体組織がないため海面利用における協議の場を持つこともできない状況にあり、今後の遊漁との調整の参考としたいとの理由となっています。

これについて、山形海区の回答としてご用意したのは一番下に書いておりますが、現在山形海区委員会指示による遊漁の規制については、7ページに参考としてお付けしたとおり、3つの指示があります。昭和46年に指示した天然魚礁及び人工魚礁における遊漁の制限、毎年指示しているはたはたの採捕制限、そして火光を利用した遊漁の光力制限です。この委員会指示を新たに発出するにあたっては、海面利用協議会で協議し御意見をいただいたり、本県では遊漁者側の団体があるため、必要に応じて遊漁船団体や遊漁船業者を参考して協議を行ってきた。また、遊漁者を対象にアンケート調査を実施することにより遊漁者の意見を集約し、指示内容の修正との調整を図ってきた、とする案としました。ここで記載した遊漁者側の団体というのは、プレジャーボートの団体である小型船舶安全協会や遊漁船業の団体が複数ありますので、そういった団体のこととして記載しました。ですが、加藤会長から船で釣る人の団体はあるけれど陸で釣る人の団体はない、船で釣る人と陸で釣る人で分けて書いた方がいいでしょうといったご指摘も

いただきましたので、お配りしました案については一緒に書いていましたが、これに船で釣る人と陸で釣る人で分けて修正を加えてはいかがかと考えております。また、他にも委員の皆様から御意見いただきまして、提出回答に整えていきたいと考えております。照会事項はひとつずつ御意見いただいた方が良いかと思いますので、まずは1についてお願ひいたします。

議長 はい、では新潟海区からの提案であります、漁業者に対する規制等の調整について、山形県の回答について、皆さんから御意見等お願ひいたします。先ほどの私の話は、遊漁者団体と書いてあるのですが、遊漁者というのは船から釣る人も陸から釣る人もみんな入ってしまう概念なので、それは実際は陸の団体はないので、話したのは、プレジャーボート団体と遊漁船団体なので、プレジャーボート団体あるいは遊漁船業者という書き方をした方が現実を反映するのかなということで遊漁者というところをプレジャーボート、レジャー船でもいいのですが、変えたらどうかという提案をしたところです。他に何か皆さんの方から御意見ありますか。はい、佐藤委員。

佐藤一道委員 新潟海区の照会事項と照会理由で言うと、一つは他海区の方から、マグロの遊漁との関係についての意見を期待しているのかなと思うので、海区委員会の中で決まったことというは何もない訳ですけれども、新潟事務所と調査というかヒアリングを行ったというような対応だけでも一つ入れるといいのかなと思いました。

議長 はい、そのへんも検討したいと思います。他にはありますか。

佐藤栄一委員 新潟の場合、団体・組織がないからどうしたらいいか、どうしているかと聞きたいたいと思うので。

議長 どうしているのか、なのか、どうしたらいいのかとかね。

佐藤栄一委員 うん、そういう回答もちょっと混ぜたらどうかと。

議長 山形県の場合は自然発的に団体ができているのですけれども、実は、船の団体も、鼠ヶ関地区はないのですよね。あそこだけ組織されていないのです。

佐藤栄一委員 これ、団体に入っていない人もいるわけだから。

議長 酒田あたりで団体に入っていない人はほとんどいません、ほとんどみんな入っています。けど、確かに鼠ヶ関は組織化が成功していないので、県安協の方で鼠ヶ関を取り込もうかということも取り組んだのですが、まだ実現していないのですよね。だから、山形県の方であまり偉そうに組織を作れとは言えないような状況なので、決して役所の方で作ったわけでもなく、たまたま自然発的に、遊佐地区と、酒田地区と、鶴岡地区があって、たまたま鼠ヶ関ができていないという状況があるのですから。それで、どこかが指導して団体を作らせたわけでもないので、山形県としても鼠ヶ関を組織化したいというのは山々なのですが、そこがうまくいっていない状況で、さて新潟県は。新潟県は確かに船がおいてある場所がいっぱいあるのですよ、あちこちに。その上県が長いですから、組織化しにくいところがあるのかもしれないですね、実情として。

佐藤栄一委員 団体に所属しない人にどういうふうに広報するかとか、それを聞きたいと思うので、その辺を掘り下げる。

議長 実情を回答するとすれば、今言ったように山形県全県をカバーするわけではなくて、大きく4地区に分ければ3地区は組織化して、その組織を通じていろんな広報もできるのだけど、1地区は組織化できていないために、なかなか広報も現状しにくい状況にある実情を正直に話した方がいいかもしれませんね。

佐藤栄一委員 その辺聞きたい。

議長 うん。いかにも山形県きっちり全部団体できているみたいな案だけど、そんな満点じゃない。組織化していないところについては広報も難しいというような、できてないということも正直にいいところも伝え、悪いところも伝えた方がいいかもしれない。あと、新潟は佐渡もありますからね。その中というのは組織化難しそうだし。ほかにありますか。

一同 (特になし)

議長 では、そういったことも盛り込んでこの照会の1番については、こちらの方で内容を検討するということでおろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 続きまして、2番について事務局からお願いします。

事務局 新潟海区からの照会事項の2漁場起点等の緯度経度標記についてです。照会事項として、1 緯度経度標記における取り組み状況について、2 データ取得における使用機器や測量委託等の測定方法について、となっています。

照会理由は記載のとおりですが、令和5年に漁業権の更新が予定されており、漁場基点や漁場区域等を緯度経度データ標記に改めていくよう水産庁から検討を求められているところです。新潟県では緯度経度標記をしておらず、時期漁業権更新に向けてデータの整備を進めていきたいので、参考に他の海区の取り組み状況等を知りたいという趣旨でした。

山形県では平成25年に免許した漁業権については、緯度経度標記データでの標記をしませんので、現緯度経度データでの標記をしていないと記載しました。残念ながらまだ具体的な検討もあまり進んでいない状況ですので、時期漁業権更新に向けて緯度経度標記にするにあたりどういった課題があるか、測量方法等も含め、検討を進めていきたいと考えているとしています。以上、2について、これでよろしいかご審議お願いします。

議長 照会事項でよくわからなかったのですが、照会事項の2の使用機器はまあいいのだけど、測量委託等の測定方法についてとあるのですが、これは例えば外部のどういった業者に委託できるかとか、そういうことをきいているのですか。質問の意味がよくわからないです。新潟県の照会意図はわかりますか。

事務局 業者に委託する場合どうするのかというところをもし進んでいるところがあれば知りたいということだと思うのですけれども。

議長 でも、それだと委託業者じゃなくても県の港湾事務所とか、土木課とか、そういうところが得意な感じがするのだけれど、課から課への発注というのは組織的にできないのですか。その辺の仕組みがわからないからわからないのだけれど。どうなのでしょうかね。

加賀山課長 できると思います。私もどういうことなのかなと。今、例えば普通に測量業者に頼んだりしてやる方法以外に方法があるのか、そういうことをききたいのかなと思ったのですが。

議長 質問の意味がいまいちわからないですよね。

加賀山課長 普通に業者に頼めばいいだけの話のような気がするのですけど。

議長 意見や質問がありましたら。

池田会長代理 これは、データを測るのは使用機器と測量をした場合の誤差を生じるというのがあるからという意味なのかな。前、日本無線や古野などの機器のGPSもそうだが、メーカーの誤差が生じる可能性があるからこういうことをきいているのかなと思った。

議長 その辺もわからないですけどね。データ取得における使用機器と書いてありますよね。測点があって、測点の座標を読み取るのにどういう使用機器を使うのかという意味なのかなとか色々想像はできるのですけど、いまいちよくわからないです。

池田会長代理 今の測量データで言ったら、10メートルも違う。

議長 GPS座標を若干ずらしていますからね、意図があって、ちゃんとならないんですよ。ただ、山形県の回答のところで、山形県では現在緯度経度データで標記をしていないとありますけれど、確かに委員会指示などで緯度経度って書いていないけれども、実際は昭和46年の明石、大瀬については、当時は付いていないけれども、現在は明石、大瀬については、ちゃんと緯度経度を標記して県民には案内しているのじゃないですかね。日本地、世界測地、あるいは世界測地のみとかね。そうしているので、これ現在緯度経度を標記していないというのは、間違いじゃないかなと。酒田沖の大規模増殖場もちゃんと緯度経度表記しているでしょう。標記していないと言い切っちゃっていいのかなという気がしたのですけど。位置は緯度経度表記していますと言った方がいいのじゃないですかね。

事務局 漁業権にかかるところは表記していないけれども、ということですか。

議長 そう、禁漁場所については。漁場区域とか漁業の禁止区域と書いてあるから、そういう禁止区域も含めて部分的にはしているので、してるところはしてると言った方がいいのではないか、全くしてない訳ではないので。あと、山形県では、このことを触れた方がいいんじゃないかなと思うんですよね、昭和46年の委員会指示で、人工魚礁での

遊漁を禁止しているのですけど、これについてはどこが人工魚礁かということを地図でも緯度 経度でも一切何もないですよね。指示ではもちろんないし、一般の県民向けの広報資料にも、どこに人工魚礁があつて、人工魚礁の範囲はこのABCDの4点だとかというの一切ないでしょ。だから、これについては一切してませんから、明石、大瀬については座標を公開しているんだけど、人工魚礁については座標を公開していないなど、その辺は現状を説明したほうがより実態を理解していただけるような気がするんですけどね。私としてはその辺を気づいたので、やはり正確に山形県の実情を他県には伝えた方がいいんじゃないかなと思ったのですけど、皆さんの方でも何かご意見ありますか。

一同 (特になし)

議長 あとは、定置の範囲があるじゃないですか。あれは基点からの距離と方位から規定していましたね。あれって、座標換算って簡単なんでしょう。どうなんですか、技術的には。起点がはっきりしていれば、あとは距離と方位角がわかれば、換算ソフトが何かで簡単に座標計算できると私は理解しているのですが。漁業権の更新に向けて意外と簡単に取り組める問題なのかなという気がするのですけれどね。距離と方位角というのは、本当に訳が分かりませんものね。現地再現性が極めて乏しいじゃないですか。だから、おそらく今距離と方位角で標記しているものは、座標換算簡単なのでそういったものはこれからどんどんやっていけるのかもしれないし。そういったことをもう少しきめ細かく回答してあげたほうが新潟海区としては参考になるのかなという感じはしたのですけどもね。全く白紙でこれからどうやるかわかりませんという回答みたいでなんか不親切だなという気がしたので。月峯にはそういう換算機械は積んでいないのですか。

斎藤機関長 換算の機械というか、ポイントさえわかれれば、緯度経度がはっきりわかれれば、そこから距離と角度がわかれれば次の点は出ます。それは、換算の機械というより計算で出ます。

議長 そういう計算ソフトが何か入っているのでしょうか。

池田会長代理 山形県と新潟県とは入会協定を結んでいます。そうしたときの誤差を生じた場合、俺のところで測ったらもっとこっちだ、いやいやここだ、などという誤差が生じてくるおそれというのも踏まえてなのかなという感じを持った。

斎藤機関長 うん、確かに昔のGPSで測ったらその辺が出てくるかもしれないが、今のポジションがわかつて方位と距離がわかれれば位置は出る。最近のGPSでそこに行つたとすれば、その差というのは、たいして争いになるほどの差として出てこない。

池田会長代理 今のは1メートルか2、3メートルの差だと俺も思うけども、ただ、前の今まで緯度経度で同じで来ていたものが、正規に測ったら若干違ってきたというのが出てくるおそれがあるからと思ってこうやって言っているのかなと思った。

議長 どうなのですかね。

飯塚委員 それもあるけれども、実際問題として、漁業者が使っているのはロランで数字と

して使っているわけだ。だから前にもお願ひしたけれども、いろんな図面などは緯度経度で表記してもカッコでロランで出してください。実際に緯度経度を言われても漁業者で理解する人はほとんどいないだろうなと思う。そういうことの表示の仕方について言っているのではないのか。実際問題漁業者に伝えるときに緯度経度だけで理解されるかどうかの意味合いも含んでこういった質問ではないかと思う。実際に、新潟県との県境を月峯で測って緯度経度でポイントポイントで確かに出しているわけだ。実際に運用している漁業者が緯度経度表示でどの程度使えるものかとか、そういうようなことを含んでの質問ではないかという気がしたのだが。

樋口委員 実際の漁業者さんが船に乗るときって、自分の船が今どこにあるかというのは GPS の緯度経度表示じゃないんですか。

飯塚委員 実際問題、ロランの表示です。山形県、秋田県もそうだ、ほとんど。

池田会長代理 ロラン表示は、底曳きがまずロラン表示。イカ釣りの人たちは緯度経度。自分たち底曳きは緯度経度をロラン番号に変換してもらっている。自分の機械はロランもできるし、緯度経度をロランに変換できる機械が付いているのですぐわかる。

議長 樋口委員にロラン番号と線が入っている図面をみてもらうといいんだよ、そうするとイメージ沸くから。

樋口委員 たぶん過去にこれなのかなというのはあります。では GPS で北緯東経で出ているというものを皆さん使っているわけではないから、表示したところで理解されているのではない。。

池田会長代理 それを変換するの。

議長 GPS の座標だと、確かに縦横じゃないですか。X 軸、Y 軸になる。ロラン番号だと X 軸、Y 軸じゃないので、わかりにくいくらいですよ。ちょっと現物をみてもらうといい。

樋口委員 でもわかります、わかります、ありがとうございます。大丈夫です。緯度経度データで表示してだめだということはないわけですね。

議長 うん、だめではない。

樋口委員 今、池田委員がおっしゃるようにロラン番号に変換できるようになっているのしたら。

池田会長代理 ただ、商売上、底びきの人たちはロランで頭に入っているのだ。緯度経度では全然。。

樋口委員 例えば、点や海区を表示するときに緯度経度とロランを並記するとか、そういうことはできるわけですね。

池田会長代理 緯度経度もロラン番号も皆映せる機械はあるわけ。

樋口委員 ええ。

池田会長代理 それで、緯度経度をするというと、仮に39度20分何秒となるでしょう。そういうした場合に、39度はいいの。20分として、その後のコンマの単位がロランの1番違うか、2番ちがうか、その頭が付いていかないの。

樋口委員 例えば船で表示したときにこっちっていうふうに出たりはしないんですか。

伊原委員 緯度経度でいうと商売できないんです。あまり細かくて。風でも潮でも流れるしピタッと商売できないの、ロラン番号の方が大雑把なの。例えば、大工さんが100分の1ミリ、1000分の1ミリでといったって、尺じゃないと建てない、それと同じ。海の上でそこまでピタっと我々位置を測りにいっているのではない、漁をしに行っているのだから、もうちょっと大雑把でないと。

樋口委員 わかります。漁をするときにはたぶんだいたいこの辺という感じでやられると思うのですけど、例えば、遭難とかしないように自分がどの位置にいるのかというのは、例えば電子海図みたいな感じで出ているわけですよね。

飯塚委員 それはさっき言っているように、ロランの数字を皆頭の中に入っているから、先輩から漁師になりたての若い方まで沿岸では皆この数字を使っているので、緯度経度の標記ではすぐにピンとこないということだよ。

樋口委員 例えば、ロランと緯度経度をどっちも記載したりとか。

飯塚委員 それは、机の上で、図面とか出て、数字が2つ出るのはわかるわけ。でも、実際に商売をしている海の上に出ると、書類を見ながらやるような仕事じゃないわけですよ。

樋口委員 はい、だから、どっちも書いて商売する人と、しない人、どちらでもわかるよう、そういう記載をしていくということは悪いことじゃないですよね。

飯塚委員 いいことだと思います。だから、表示を2つにしてくださいといろんな書類上で出てくるときはお願ひします。だから、実際に使う人たちがピンとこない数字をもってこられても仕事にならないわけでしょ。

樋口委員 それは、はい、よくわかりました。

飯塚委員 だからその数字も緯度経度は大きい船、要は日本海を股にしている船なんかは全国的な動きだから緯度経度で表記、理解しないと動けないということがある。だから、沿岸でやっている船は、いろいろな魚礁にしろ、何にしろ数字で教わってきているのそれを新たに変換する能力がないというわけではないけれども、ついていけないです。ということで、今のところ、まだロランという数字をもとに動いているわけで、書類上では並記してもらうのは非常にありがたいと思います。

樋口委員 御説明いただきありがとうございます。

伊原委員 ここに水産庁は令和5年の漁業権更新を迎えるにあたってとあるけれども、これは共同漁業権の免許更新のことか。新潟県も山形も全国一斉か。

(だいたい全国一斉です。10年に一度です。の声)

伊原委員 じゃあ、山形県も共同漁業権の秋田県境から4000メートル沖合の件と、2号海区、3号海区、4号海区の件、あと、(1)からずっと番号を振って緯度経度とロラン番号で両方表記されているよね。深さと。だから、山形県はきちんとになっているのではないか。

齋藤機関長 それは、月峯で番号付けていって測つていただけのことで、皆さんに説明するためには、番号を付けていいただけで、実際に出しているのはポイントから方位と距離だけ。それを後から換算して、わかるようにして番号を付けただけ。

伊原委員 わかりました。

議長 ベースのデータはあくまでも距離と方位なので、現地再現性が乏しいわけですよ。

佐藤一道委員 この漁業権更新で、全部、緯度経度標記になるということですか、令和5年から。

加賀山課長 いえ、うちの県ではまだそこまでは検討していないです。

佐藤一道委員 わかりました。そういうことだったら、現役の漁業者の方がどのくらい準備できているのかなと思ったものですから、わかりました。

樋口委員 例えば、研究で日本のどのくらいがこういうところの漁業権で、みたいなものをやったりするときに、実際の緯度経度で地図の中に書いていったりする作業がかなり楽になりますので、ちゃんとしたデータにそういう数値が出ているというのはかなり透明性としては大事だと思います。

議長 ちなみに、レジャー船は全てロラン番号は使えませんので。

樋口委員 そうですか。

議長 レジャー船はみんな緯度経度で動いてます。

樋口委員 はい。でも、山形県でも例えば並記などの方法で検討を進めていくのもいいのではないでしょうか。

議長 山形と新潟の入会協定の場所ってロランと緯度経度と並記じゃなかったっけ。

事務局 並記しています。

議長 だよね。山形県と新潟県の入会協定の場所の表記は確かロラン番号と緯度経度の並記になっています。

池田委員長代理 本間さんたち、はえ縄はロランか。

本間委員 ロランです。巻き網船とかと話をして、ロランを使っているなんて笑われますもん。

飯塚委員 いいんじゃないか、ダブルで表記してもらうってしようとしているということ

で。

議長 そのような意見もあるということで。なので、検討は検討だし、実際並記例があることで紹介してそういうものを採用するかどうかということについては検討するということでおいんじやないでしょうか。ということで、2番は検討します。では、次、3番。

事務局 3番についてはうちの県から出したものなので、回答待ちということで。

議長 そうですね、4番も同様ですね。

事務局 はい、同様です。5は秋田海区からの照会事項でございまして、洋上風力発電建設に係る海区漁業調整委員会の関わりと漁業振興策について、こちらは秋田海区からの照会事項となっております。（【照会事項】、【提案理由】、山形海区からの回答案を読み上げる）以上でございます。

議長 私から補足しますと、この話はもともと3年前の山形、秋田、新潟の3海区の秋田開催のときに、秋田の会長から出たのですよね。洋上風力の話が進んでいるのだけれども、海区の方はどうしてもそちらの方に直接かかわっていないと、海区は漁業者対象なので、非常に重要な事業だと思っているのだと、だから、もうちょっと海区の方にもそういういろいろな情報がこれからはしていかないといけないんだということで、ただ、県の方から情報をとるような段取りをするというようなことを話したような記憶があるのです。更に、秋田県は知事が何年か前に「秋田県はもう農業と風力発電をこれから伸ばしていくのだ」というような発言をして、秋田銀行と北都銀行も農協だけじゃなくて、銀行自身も農業振興にはこれから積極的に融資をしていきますよと、風力発電についても積極的に融資をしていきますよと、いうふうに知事と2地方銀行がそうやって意思表示をしているという土地柄なんですね。だから、陸上の風力発電も洋上の風力発電もこのへんでは秋田が先進地みたいになっているんですね。その関係で、秋田の方で問題意識を大きく持っていて、新潟県・山形県どうなのというような提案をしてきているのだと思います。ちなみに秋田は、風力発電は陸上だろうが洋上だろうが作れ作れという方向なのですよ。山形県はというと、風力発電を作ろうとすると、必ず反対派が出てきて、陸も海もまず待てと。陸上だと、コウモリが翼があたって落ちるとか、洋上だと海鳥が翼があたって落ちるとか、だいたいそういう話になるのですよ。それはちょっと環境の方が山形県と秋田県ではだいぶ違うのですけれども、実際、山形海区も関わっていない、でも漁業振興策としていろんな漁業者にサービスを提供する、これはどちら

かというと反対側の説得ということもあるようですけれども、そういったことがあるのですが、ここに一つ、回答として、山形海区として積極的に関わっていこうという姿勢を示すのかどうか、そのため山形海区としてもっと情報を収集できるようなルートを確保するというようなことをやるのかどうか。実際、酒田市も環境審議会で毎回この風力発電を取り上げています、陸上も、海上も。大議論がされているのです。なので、業者はものすごい分厚い詳細な検討資料を毎回作っては酒田市の環境審議会へ提供しているのです。この風力発電については、私がもっているだけでもものすごい量があるので、私も環境審議会の委員になっていますから。で、そこには、漁協もメンバーに入っていて、漁協の西村専務に毎回お呼びがかかっています。

海区として、もし取り組むのであれば、酒田市、県、漁協からいろんな風力発電、海上風力についての議論の状況、計画の状況、そういったことも何らかの恰好で情報を入手する方法を確保すべきか、そして、委員会でそういったことを報告事項か何かで出してもらって、委員が確認事項として共有すると、そういったことを山形海区としてやるべきかどうかということも、この回答に少しばし組み込んだ方が秋田県としてはただ秋田県が求めるところに対する回答になるんじゃないかなと私は思います。そういうことなので、それを踏まえて、皆さんご意見あればお願ひします。

基本的にはどちらかというと関わっていないんだけど、いろんな話が聞こえてきたら海区が中心で何かやろうということはないのですが、今後の方向性としてその辺皆さんどう考えるか。何か御意見があればと思います。

池田会長代理 これ、秋田県の3年前、あのとき、秋田の委員の人たちは内容を全然知らなかった。だから、自分たちになんてという意見だった。

議長 なんで利害関係の自分たちに教えないんだというね。

池田会長代理 結局、秋田の漁師に言わせれば、海区がなんでここまで出てくるのかということだと思うので。だから、秋田は秋田でそういう気持ちをもっているのだろうし、ただ、この前、酒田と組合と酒田市で市長に聞いた。酒田市、漁協もどっちも賛成してやるなら自分としては賛成だと。ただ、後から漁協がやるから、酒田市がやるから、とお互いやるのであれば少し考えてやるのがいいのではないかと。卵が先か、にわとりが先かと言つたら市長が、漁協も酒田市も合同でこれに向かいますというから、それならわかつたと、自分は賛成すると言ってきたけれども、これにまた海区もどうしようかというと、どうですか、伊原さん。

伊原委員 これまで海区調整委員でありながらそこにも絡んできたから、あえてあまりしゃべらなかつたけれども、昨日、遊佐沖が有望地域に指定されたと発表があったから言うが、まず、遊佐町は、我々漁業者は海上風力をやるとかやらないとかよりも、3年前の時点は、今の現状の遊佐の共同漁業権、2号海区はどういうきまりがあって、どのような漁業者が何をやっているという現状把握をしっかりとやりましょうと、それでちゃんとまとめ上げたものがホームページに出ています。その中で、県のエネ課は、やるために遊佐部会を立ち上げたわけだから、並行してきている。我々は、2年間かけて、遊佐の現状を全部調べ上げて、まとめています。これはホームページに出ていますけれども、それを作るのを並行してきたものだから、途中から海上風力をどうするかという検討と、2つ両方になって、現状把握は十分まとめ上がったけれども、海上風力についてはまず漁業者の同意も得られたということで有望地域に手を挙げて、国の方から指定して

もらったと、そういう経緯があります。3年前の時点ではやるとかやらないかとかいうよりも、現状把握と検討部会が進行中なので、そんなに他の情報がなかった。あと、秋田ではどうかというと、業者が最初先行して入ってしまったのです。業者が単独で何社も調査したものだから、もう混乱してしまってダメで、山形県の場合は業者は一切入れないで、待ってくれと、単独で調査したと。その経緯で、秋田県とはちょっとずれがある。たぶん、秋田県は別に比較するわけではないが、業者が先に入ったものだから、少し混乱したのかなと。だから、情報が正確には、各社がバラバラだから、いろんな情報が飛び交っているのかなという感じはします。山形県の場合はホームページにきっちり載っています。当然、水産振興課の課長も漁業振興策に関しては把握しています。業者抜きで進めてきたという経緯があります。

議長 山形県としては、漁協というか漁業者の具体的な反対というのは聞かないですよね。

伊原委員 ありますよ。

議長 反対意見というのはどういうものなのですか。

伊原委員 秋田県境からちょうど酒田と鶴岡の行政区の境目までは、共同漁業権の2号海区なのです。ところが、もともと鶴岡などは漁協が単協ごとに昭和48年更新で行政区ごとに共同漁業権をしましようとして、だから、旧鶴岡、旧温海というくくりになったのです。その前までは、加茂とか豊浦とか細かかったのを、行政区ごとにやりましょうという経緯があったようです。ところが、遊佐と酒田は、酒田市の漁協と組んでいる、四ヶ浦漁業協同組合です。そうすると、行政で線引きすると、酒田の人たちが今まで遊佐町の方に行っていたのが、来られなくなるものだから、遊佐町と酒田市と一緒にしたのです。そうすると、遊佐でやる事業も、酒田の漁業者に伺いを立てないといけない。だから、何で遊佐の人が勝手にやっているのだということになる。で、逆に、酒田がやろうとして遊佐にいようと、何で酒田が勝手にやっているのだとなるので、その辺はお互いに認め合いましょうということでそこは終わったのです。行政区で秋田県境も酒田市と遊佐町の境界も行政区の境目というのは海にはないのです。で、秋田県境は飛島を山形県の方に入れるために、行政区の境目から、陸上の境目から292度で北西の方向に線を引いたものだから、かなり秋田県の方に入っている。それから、ではこっちはどうかというと、ロラン番号を平行にもっていくとあっちを向いている。だから、海と諸々の問題があって、そのへんの調整は少し話し合いながらやった経緯はあるけれども、特に共同漁業権よりも外の部分は知事許可があるので、そこには入らないようにしましょうと、共同漁業権の中だけで調整してきた、やはり反対もかなりありました。今までの経緯を大雑把に言うとそんな感じです。

議長 具体的な漁獲の減少などというような、こういった具体的な魚種について漁獲の減少が心配されるというような反対はありますか。

伊原委員 いや、だから、今からモニタリングして、ずっと推移を見ていきましょうと。何の原因で漁獲が減少したのか。そういうことがわからないから、みていきましょうということで始めてます。

議長 因果関係の問題がありますからね。あんまり漁業者からはバードストライクの話は出

てこないでしょう。

池田委員 前は出たっけな。

伊原委員 私のところでは右にいっても左にいっても風車がぐるぐる回っていて、私は自分の部屋からも見えるのだけれども、鳥がぶつかっているということはないな。逆に網で鳥が引っ掛けあって死んでいるということはあるけれども。

池田会長代理 だから、俺は飛島を買えと言ったの、風力の会社に。日本一風の強いところで360度好きなだけ風が来るし。

議長 残念ながら、海底が岩盤だと洋上風力が立たないらしいです。砂がないと。

伊原委員 ただ最近いろんなドイツの会社などが来ているけれども、砂地のさくそう式というものがあってパイプをドーンと打つのが、今会長が言ったように砂地の方がいい。岩盤の方はモノパイプ式といって、岩盤の上でもできるのだと。

議長 金がかかることですよ。

伊原委員 そう、金がかかる。そういう方式でもうやりますよという業者が来てます。

池田会長代理 俺は海区は首を突っ込まない方がいいと思う。

議長 今言ったように、秋田みたいに関わる訳ではないのだけれど、常に海区として情報を得ておかないといけないというのが秋田の加藤会長の考えですが、山形海区がどう考えるかということなんですよ。それで、現状でいいと思えば現状でいいと思うし、であればこのような回答になるし、もし海区としてやっぱり漁業者に関係することなので洋上風力に関しては、海区で情報をとりたいということであれば、そういう回答にしなくていいんですけど、まあ、現状程度でよろしいということであれば、この回答でいいことになると思います。じゃあ皆さんよろしいですかね。佐藤委員、何かありますか。

佐藤一道委員 やっぱり県内での施策というのは国の施策もあるので、全国の海に洋上風力が建つわけではない、まだ決まってもないですけれども、選定しようという区域にあるので、やっぱりそういうところで不勉強なのはいけないと思うので、何かしら我々委員会の中で関わってくる準備としては、やっぱり情報交換とかいろんな機会があった方がいいと思います。まだ決まっていないことを委員会で決めることはできないと思いますけど、勉強をする機会や情報を得る機会はほしいと思います。

伊原委員 ここで議論するのではなく、情報を提供するということ。議長 海区としては、情報があったほうがよりいいと思うのでということで、何か積極的に関わるという訳ではないのだけれど、情報収集にはこれからも努めていきたいというくらいのことでまとめておけばいいのではありませんか。

一同 はい。

議長 ということで、議事の2を終わります。

第3号議案 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の要望事項について

議長 次に、3号議案の方に移らせていただきます。これにつきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局 資料の3をご覧ください。資料の方には、令和2年度の当海区を含む日本海ブロックの要望事項4つについてあげさせて頂いております。1枚目につきましては、太平洋クロマグロの資源管理についての要望事項ということで、前年の新潟、富山、石川、福井に加え、くろまぐろについて要望のある他の海区、青森県西部、秋田、京都、鳥取、島根も合わせた合同での提案ということで、ブロック会議事務局の方でとりまとめ、クロマグロの資源管理について歩調を合わせた形での要望となっております。こちらは当海区は平成26年から要望しているもので、少しづつ形を変えながら継続して要望しているものでございます。漁獲枠の配分に関する沿岸漁業への配慮や小型魚保護対策の検討、定置の再放流の手法検討、資源管理強化に伴う経営支援策や減収補填策、くろまぐろの産卵量確保のための巻き網対策強化、遊漁者や遊漁船業者に対する国の指導などが盛り込まれた内容となっております。

4ページにある2つ目の要望につきましては、沿岸漁業と大中型まき網漁業について、日本海ブロックで関係する要望をとりまとめた日本海ブロックでの要望を掲載しておりますが、これについては、もともとは山形海区単独での船舶位置監視システム・VMSに関する継続要望で他の要望と併せ提出された資料となっておりますので、ご覧ください。山形県の要望部分は、5ページ目の7の部分でございまして、(該当部分を読む) の内容でございます。このVMSの要望につきましては平成25年から行っておりまして、平成25年の当初ではVMSの設置を連絡船や運搬船にまで義務づけることということで要望を始め、形を変えながら去年もこの形で要望しているというものでございます。

6ページの3番目の要望につきましては、山形海区の単独の継続を要望ということで、プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化についてでございます。プレジャーボートの利用者に対しての賠償責任保険の強制加入の法制化、対人のみならず物損被害の補償の充実を求め、法制化までは任意保険への加入促進を求めるものです。こちらの内容につきましては、平成25年からプレジャーの関係で要望をあげており、一部内容を修正しながら要望を継続しているものでございます。

最後のミニボート利用者の危険行為防止についてでございますが、こちらは、新潟、佐渡、富山、石川、福井と一緒に継続要望をしているもので京都と山口もとりまとめられての要望となりましたが、もともとは山形海区としては平成29年から要望としているものでございます。ミニボートは手軽に始められるため利用者が増加していますが、利用者の多くは海の基本的なルールやミニボートの特性を認識しないまま遊漁を行ったりするので、漁業に支障が生じていますし、保険に加入していることは多くないので損害を生じさせた場合に補償が十分ではないという実情がありますので、記載のとおりミニボートの航行範囲の制限や夜間航行の禁止、ミニボートの保険加入促進、ミニボート購入者に対する安全講習会受講の義務付けや、ミニボート所有者の組織化等の対策を検討するよう国土交通省への働きかけについて要望をしています。

以上4つについて昨年は要望したわけなのですが、今年度あげるべきかどうか、内容

的にもどうするべきかどうかというところを御協議いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長 要望事項1、2、3、4ありますけど、1や2は問題ないと思うのです。問題は3なのです。3のこの保険の強制加入をさせるべきだろうという、これはまったくの正論だし、賛同する人も多いですけれども、国は頑として船の強制保険は無理だという。なぜかというと、車はたくさん台数があるから自賠責保険を作れると。船は隻数が少ないので自動車の自賠責保険のようなものは作れない。だからやれないという一点張りなのです。だから、任意の保険について、加入率を上げるよういろいろなことはいいのだけれども、強制保険はまるきり国は考えていないよというのが国の頑とした答えなのです。で、これはもう国がぜったいにやらんと断言しているので、もう出しても意味がないのかなということで、私、個人的には3番はもう引っ込めてもしようがないのかなと、もう1番と2番と4番だけでいいのかなというふうに思っています。あくまでも私はだけ、漁船保険を使えばできないことじゃないと思っていますよ。絶対国のこととはおかしいと思っているのですけど、もうわかっているのですよ。要するに、もうヤマハとかそういうところからの圧力なのじゃないかなと思いますけれども、まあそれは、ミニボートの岸から何メートル以上出て行かないといことについては国が頑として法整備したがらないのと同じなのですよ。どうもそのへんの経済的な理由が絡んでいるように思えてしょうがないのですが、国は頑としてきかないで、正論だからそのまま維持するか、それとも国がなんとしてもうんと言わないで、そろそろ3番は引っめるかという、そこだけなのですね、今回の問題点は。皆さんの御意見を聴きたいと思うのですけど、筋論からいけば、国の一いつてることがおかしいので、屈しないで引き続き出し続けるという方向、もう1つは筋論ではなくて、実際の実現性等から考えて、もう国はやらんと言っている以上やるわけないので、引っめるかの2つなのですから、この点参考にしていただければなあと思うのですが、皆さんお考えいかがでしょうか。

佐藤一道委員 私は出し続けるべきだと思います。これ、回答返ってきたときにも話がありましたけれども、漁船保険を使えばそんなに高くない掛け金で確かに加入できるみたいな話もされたと思うので、実際的な話を全漁調連の中であまり議論はできないというふうに聞いていますけれども、まあ事務方の方にでも働きかけて積極的にそういうたたかいで話を伝えてもらいたいと思います。あと、もう1点は、例えばじゃあ実際未加入で事故が起きた時の判例とかいろいろあると思うのですけれども、実際これだけ金がかかつて国は認めないのだけれども、じゃあ誰が出すのですかという話をどこかにぶつけてもらいたいと思います。細かい話で言えば、こここの委員会の中でも話をしたときに、事故があつたときに何が起こるかというと、まず地元の救済会の方たちが動くらしいじゃないですか、漁をやめて、船を出して。助かったねよかったです、油も人も使って、その半日何も仕事ができないわけですよね、たぶん海保さんの聞き取りなんかもあったりして。そういうことを本当に分かっているのかということをもう少しこの文章の中に載せていくのは非常に難しいと思いますけれども、そういう理由で私はまだ、長くなつたという感想はありますけど、出し続けるべきだと思いますし、もう少し書きぶりを強調できるような1文を加えるとかですね、そういう形で続けてほしいなと思います。

議長 実際、ジェットスキーで1人死にましたね。あれは去年でしたっけおととしましたっけ。ジェット水流で内臓破裂か何かでしょう。あれだって任意保険入っていたかどうか知らないのだけれども、被害者が十分な補償を受けたかどうかというような話を聞いていな

いのでちょっと心配しているところなのですが。結構ネットでも最近ジェットスキーによる意図的な危険行為が結構報道されているじゃないですか。そういうこともあるし、ジェットスキーの死亡事故はときどきあるのですよね。ジェットスキーも当然船だから、プレジャーボートなので、もしこういう強制保険になれば、全部加入の対象になりますからね。そういう意味では私は必要性はあると思うし、できないという国的话は絶対おかしいと思うのですけど。私としては、筋的にすれば残すべきなのだと思いますけれども、まあそのへんはあと皆さんの御意見だと思うのです。維持したほうがいいと思う方、挙手いただければ。

伊原委員 繼続したほうが私もいいと思う。

一同 (全員挙手)

議長 じゃあ、全会一致ということで。あと1番、2番、4番この内容でよろしいですね。はい、ではそういうことで、引き続き、この4件は提案させていただきたいと思います。

第4号議案 はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動について

議長 続きまして、第4号議案、はたはたの採捕規制に係る委員会指示の発動について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 はい、資料4を御覧ください。はたはたの採捕規制に係る委員会指示についてでございます。毎年、12月1日から1月末までの間、水深30m以浅の沿岸海域では、海面共同漁業権に基づく第2種共同漁業による採捕又は竿釣り若しくは手釣りによる採捕以外の方法によってハタハタを採捕してはならないとするものです。それとともに、ハタハタを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を毎年禁止しております。今期もこの委員会指示について出してはどうかというところでございます。2ページ目からは、2月の第404回委員会の時にご報告させていただいた資料も参考として載せておりますので、ご覧いただければと思いますが、昨年度は委員会指示の違反の確認はございませんで、火光利用によるハタハタ釣りへの苦情等の情報もなく、シーズンが終了しております。今年度も、ハタハタの漁業の資源管理と歩調を合わせ節度ある遊漁のため、遊漁における秩序の維持、マナーの向上のためにも、これまでと同様に委員会指示を発動してはいかがかという案件でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 幸いにして違反者がだんだんいなくなつて、大変いい傾向だと思います。内容についても、従来どおりの内容でございます。特に何か御異論ないですね。

一同 (異議なし)

議長 では、今期もまた同じような内容で委員会指示を発出するということにしたいと思います。ということで、一応議事が終わりまして、その他ということで、委員の皆さんから何かありましたらお願いしたいと思います。

樋口委員 提案なのですけれども、例えばこの開催案内に開始時間を書いてあるのですけれども、終わりの時間で書いてないのですよ。

議長 それは、今日の報告事項の1は何とか30分以内に抑えたかったのですけれど、報告事項1に1時間以上かかってしまってなんとなく悪い予感はしたのです。だから私も4時までに何とか終わりたいと言ったのですけど、結局こうなっちゃったので、実は終了時間が読めないです。

樋口委員 行革なんとかみたいなところにもいくことがあるのですけど、やむをえず延長になってしまう場合は仕方ないと思うのですけど、まずちょっとそこを目指してみんな気持ちを一つにするという意味では、まずちょっと終わりの時間を一旦設定していただくというのはどうですかね。延長もまああるかもしれないんですけど。

議長 まあ、議案数によりますけどね。早いときは3時頃に終わるのですよ。

樋口委員 議案数によって、例えば今回は3時頃かなとか、今回は5時頃かなとか、最初の心持がありますと、お昼ご飯をもっと食べてこようかなとかですね。

議長 あとはテーマにまぐろが入ってくると、そのへんじやあ事務局の方で過去の数値も参考にして見込み時間を、目標時間を設定してください。

事務局 はい。

議長 ちなみに私は、今日5時近くにまでかかるとはなんなく悪い予感がしました。まぐろがあるということと、報告と議案が8あるでしょう。8個でまぐろが入っているから、一番長くかかるなど、だいたいその通りになりましたね。

樋口委員 いえ、でも充実した議論がある委員会というのはとてもいいと思います。

議長 ということで、ちょっと検討させてください。他にありますか、委員の方。ありませんね。事務局から何かありますか。

事務局 次回委員会は10月に予定ということで改めてご案内させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

議長 はい、では、皆さん大変お疲れ様でした。

上記のとおり第 409 回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和 3 年 9 月 14 日

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄 

委員 伊原 光臣 

委員 本間 和憲 

